

昭和五十八年四月二十六日

す。外務省からの資料も取り寄せて見たわけでありませんが、新聞と同じような内容になっておるわけでございますけれども、「信頼できる友邦」と答えた者が四四％で、昨年よりも九％下回っておる。信頼できるその理由は、「貿易関係の良好」を挙げた者が前回の一六％から七％に減っておる。前回一五％だった「日本が不正な貿易障壁を有しているから」が二二％と、これは急増しておるわけでありまして。こうしたものは「輸入障壁の除去」、これが実に五六％、あるいは「農産物に対する市場開放」六四％というようになっております。これは当然、今日の日米欧の経済的な摩擦に起因しておるといふうに感ずるわけでありまして。

これに対して、大臣は、外務省の調査あるいは新聞を参考にされてどのように受けとめておられるか、まずお尋ねをしたいと思います。

○塩崎国務大臣 経済関係の中でも、日米関係は最も重要な関係にあると私も考えておりますので、ただいま御指摘の新聞ないし外務省の調査の動向につきましては、大変懸念をしておるところでございます。

いろいろ認識の相違があることがしばしば指摘されておるところでございますが、今回の法律などを契機に、ひとつぜひともこのような認識の相違あるいは誤解、そしてまた理解の完全化のために努めなければならぬと考えております。

○浦野委員 こうした国際環境の中にありまして今回審議に付された基準・認証制度の改善、これに対する法律案の審議がきょうから始まったわけでございます。

まず、総論的なことでありますが、ただいま大臣からの法律案の提案理由説明、これにつきましては拝聴いたしました。この法改正をするという決定がなされたのが三月二十六日というふうに記憶いたしておりますが、それから一カ月足らず、きわめて早い成立を望んでおられるわけでありまして、その提出についてどうして早く成立させなければならぬのか、そしてどうして早く成立させなければならぬのか、そこら辺の理由につきましては

ばならないのか、そこら辺の理由につきましてはかがでしようか。

○塩崎国務大臣 予算が上がりまして後でこのような、法律の審議をお願いするような時期に提案したことは大変申しわけなく思うところでございます。

御案内のように、非関税障壁の問題は大変複雑な問題でございます。関税障壁、非関税障壁をわけて、いろいろと私どもは市場開放措置に努力をしましてまいったところでございますが、先般の関税等の引き下げあるいは割り当て等についての改善、このような問題とあわせて、私どもは、非関税障壁について検討するということを決定したところでございます。しかし、内容はきわめて複雑な技術的な問題が多々ございまして、そのためにこの法案の提出ができたこと、これは手続だけの規定でございますけれども、大変申しわけなく思うところでございます。これは多分に、関税障壁に続いての非関税障壁という、貿易摩擦と申しますか、二国間あるいは多国間にありますところの障壁の検討の順番がそのような重要性で並んでおることにもよるもの、こういうふうには考えております。

○浦野委員 本法律案は、この提案理由にも載っておりますが、単独ということではなくて十六件も一括法案としておられるわけでございますけれども、これもただいま大臣がおっしゃったような、早く成立させなければならぬ、あるいは技術的な問題によつてこうした一括法案として上げた、こういうことに理解してよろしゅうございませうか。

○塩崎国務大臣 御指摘のとおりでございます。外国の製造業者にも、国内の製造業者と同じような型式取得についてステータスと申しますか地位を与える、そのための規定の整備、これは十六の法律に共通した考え方でございますので、考え方を統一する意味において一括法案にさせていただいた、こういうことでございませう。

○浦野委員 これまた総論的な質問になるわけでございますけれども、今回の基準・認証の改善策、これは先ほど来話が出ておりますように、貿易摩擦に起因をしておることになるわけでございます。あるいはこれまでも、貿易摩擦の現段階における現状、あるいはこれまでもわが国はどのような対応をしてきたのか、あるいは今後どのような対応をする方針を持っておられるのか、そこら辺のことについてお尋ねをしたいと思います。

まず、アメリカについては、かねてより農産物の問題が大きく取り上げられております。つい最近に至つては、大型オートバイの関税の引き上げという問題、さらに日本の産業政策そのものに対して、これは四月二十二日、毎日新聞の夕刊ですが、これまでもたびたびわが国の産業政策については批判がましい記事が載つておたわけでありまして、今回はオルマー商務次官のきわめて強い言葉で、大臣あるいは関係各省庁はどのような受けとめ方をされておられるでしょうか。

○塩崎国務大臣 先ほども申し上げましたように、一九六〇年代から関税障壁の問題が大きく取り上げられました。御案内のように、ケネディ・ラウンドそして東京ラウンドにいきまして、この問題は一応の解決がついておるところでございます。そして一方、関税障壁だけではだめなんだ、やはり非関税障壁という問題を取り上げなければ本当の意味の自由貿易制度のよきが出てこないんだということが、だんだん世界経済が密接になりますにつれて主張されるようになってきたところでございます。そのような場合が昨今しばしば行われることになりました。しかもまた、ガットにおきましてそのような基準あるいは認証制度の協定ができるようになってきたので、これらを一つの基準としながらこのような法律の改正が必要であるということになりました。このような提案をいたすに至つた次第でございます。

なお、具体的に各種の市場開放措置を何回かに分けて私どもやっておりますが、その詳細につきましては、御必要がございましたらば政府委員から答弁させていただきます。

○塚田説明員 農産物の問題につきましてお答えいたします。アメリカは、これまで過去一年半にわたつて、わが国の残存輸入制限品目、農水産物で二二品目ございまして、この自由化を強く求めてきております。特に牛肉と柑橘について強い関心を有しておられることは御案内のとおりでございます。

そこで、牛肉、柑橘につきましては、東京ラウンドの合意によりまして、来年の四月以降、一九八四年度以降の輸入の取り扱いの協議を行うというところになっておまして、その第一回目の協議が昨年の十月にホルルで行われたわけでございます。そこでアメリカは、牛肉、柑橘につきまして来年の四月一日以降完全自由化ということを主張したわけでございます。わが方は自由化には応じられないということで、双方の主張が平行線をたどり、物別れに終わつておるわけでございます。

その後、本年一月に中曽根総理が訪米いたしました。総理から、この問題は国内的に種々困難な事情があるから専門家同士の話し合いにゆだねた方がよいという御発言があり、これを踏まえまして私も農林水産省としては、二十六、二十七、きょうとあす、東京時間でございますと今夜からでございますけれども、ワシントンで第二回目の協議を行うこととしております。

農産物の市場開放につきましては、御案内のように、わが国の農産物の需給動向をまず踏まえなければいけませんし、それから食糧の安定供給という重要な役割を果たしているわが国農業の健全な発展と調和のとれた形で行うことが基本的に重要であるというふうに考えております。そこで、今回の日米協議、これからは続くと思っておりますが、そういう日米協議におきましては、かかる観点に立つて農林水産省としては慎重に対処していきたいと考えております。

○福川政府委員 ただいまお尋ねの貿易摩擦問題について、その現状、経緯あるいは今後の対応策はどうかというお尋ねでございます。

今日の摩擦問題の主要な原因と申しましようか、問題の中には、やはり基本的には世界経済が非常に停滞をしておいて、諸外国とも失業率が一〇%を超えるというような雇用状態の悪化が背景になつておるわけでございます。そのために欧米諸国を中心に非常に保護主義的な傾向が強いわけでございます。私どもとしては、こういった保護主義の防止、抑圧ということにつきまして、やはり貿易の拡大均衡、自由貿易体制を維持しながら世界経済の拡大による均衡を図るという方向で、その解決の道を見出していくべきではないかというふうに考えておるわけでございます。そういった意味で、わが国の市場開放策の実施、さらにまた産業協力等によりまして世界経済の活性化を図るという方向、さらに共同して技術開発等を進めながら新しい世界経済のフロンティアを開拓していくという方向を探索してまいりたいというふうに思つておるわけでございます。

また輸出につきましては、先ほどオートバイの例について御指摘がございましたが、やはり急激な、非常に集中豪雨的な輸出は回避をする、その輸出のモデルションという点についても世界経済との協調を図る意味で努力をしてみたい、こういうふうなのが基本の考え方でございます。市場開放策につきましては一昨年来一連の対策を進めてまいりまして、関税の引き下げ、さらに輸入制限措置の緩和、あるいは今回御審議をいただいております輸入検査手続の改善といった措置を順次講じておりまして、たとえば、チョコレート、ビスケット等の先方、欧米諸国の関心品目につきましての関税の撤廃、あるいはまた相手国から日本の市場について不満のごさいます苦情処理をいたしますためのO.T.O.の組織の活用といったようなものを実施をいたしましたわけでございます。

また、産業協力に関しましては、欧米諸国と十分協議をして、それぞれ資本投資あるいは技術交流といった面で欧米経済の活性化にも協力していくということについて積極的な努力をいたしてお

るわけでありませう。

また、お触れになりましたオートバイの関税引き上げ問題でございますが、これは、大型オートバイの輸入に關しまして四月十六日からアメリカが最高四五%の関税引き上げを実施する、こういうことに相なつたわけでございます。これは一九七四年の通商法二〇一条に基づいての提議によるわけでございますけれども、今回アメリカのレーガン大統領がこの引き上げの勧告に基づいて実施をいたしたわけでございますが、この点に關しましては、一つは、その関税の率が通常の場合より異例に高いということがございますし、さらにまた大型オートバイの不況というものが日本の輸入といかなる關係があるか、その要件の適合性の問題、さらにまた、今回とられました措置が他の国からの輸入ということに比べまして差別的になつてゐるという問題もございませう。そういうことで、私どももいたしましては、ガット上の協議を含めまして種々の機会を通じて先方にその問題点を指摘をいたしまして、ガット上の認められております措置の中で先方の再考を促しながら妥当な解決を図らなければならぬ、かように考えておる次第でございます。

産業政策につきましては、別途關係政府委員からお答えいたします。

○斎藤(成)政府委員 お尋ねの産業政策批判の点でございますけれども、御承知のとおりアメリカの一部で、日本の先端技術産業の躍進とかアメリカの産業の競争力低下への不安を背景といたしまして、アメリカにつきましてもあるいはわが国につきましても、産業政策の状況について十分理解のないままに批判を行い、日米間の貿易上の諸問題の原因が日本の産業政策に起因してゐるような、そういう声があるわけでございます。

わが国といたしましては、せんだつて四月十八日に通産大臣から談話の形で、わが国産業政策の基本的考え方を内外に明らかにいたしまして、その理解を求めたところでございます。

談話の骨子は五点になつておりまして、第一

は、産業政策というものは、呼称、形態は異なつても、各国に広く普遍的に行われてゐるということと、第二番目に、わが国の産業政策は間接的、誘導的な政策体系を基礎としておいて、欧米諸国の産業活動に關する政策と比べても非常にソフトであるということ、三番目に、現在のわが国産業政策の重要課題は、先端技術の開発推進のための基盤整備と、構造的困難に直面してゐるいわゆる構造不況産業の積極的な産業調整の問題であるということ、四番目に、産業政策が異なるということとを理由として産業政策批判を行うということは保護主義の台頭につながる危険性があるということ、この指摘、第五番目に、むしろいまやるべきことは、共同開発等の国際協力を今後とも活発に進めて、各国の産業の共存共栄を目指すことが必要だ、以上の五つの指摘を行つたところでございます。

私も通産省といたしましては、こうした考え方に基づいて今後ともわが国の産業政策に關する正しい理解を求めまして、誤解による保護主義的な圧力の防止に努めるとともに、先端技術産業分野の自由な貿易あるいは技術や投資の交流、国際共同開発などを活発に進めるといふことにいたしております。

以上でございます。

○田中(誠)政府委員 若干経緯を御説明申し上げますが、先ほど大臣から申し上げましたとおり、わが国といたしましては、自由貿易秩序の維持にとつてもプラスになるといふ基本認識を持つてゐるところでございます。そのために、保護主義の台頭の防止に努めてまいりましたところでございませうが、同時に、世界経済の再活性化を図る必要があるという観点から市場開放措置を、先ほど話でございますように、一昨年来とつてまいつたところでございます。

一昨年の十二月十六日に、東京ラウンドの関税率の一律二年分前倒しの措置を含みます対外経済対策を決定いたしました。それを受けまして、昨年一月三十日に輸入検査手続等の改善、市場開放

問題苦情処理推進本部、いわゆるO.T.O.の設置を決定したところでございます。また、昨年の五月二十八日には、輸入検査手続等の改善、関税率の引き下げ、輸入制限の緩和等の八項目の市場開放対策を決定いたしました。本年に入りまして新たに一月十三日、関税率の引き下げ、基準・認証制度等の全面的な検討を含みます「当面の対外経済対策の推進について」を決定したところでございませう。これに基づきまして、先ほど先生からも御指摘ございましたように、基準・認証制度の改善につきまして、本年三月二十六日に了承いたしました。四月五日、「今後の経済対策」におきましても、基準・認証制度の改善につき所要の改正法案を国会に提出することを決めたわけでございます。

以上のような経緯でございます。この措置によりまして諸外国の十分な理解を得ることができるといふふうに私も考えておりますし、諸外国から要望の強かつた認証制度の内外無差別を実現することによりまして、認証制度に係るわが国に対する批判は解消し、経済摩擦、貿易摩擦の回避に大きく貢献するのではないかとこのように考えております。

○浦野委員 ただいま御答弁をいただきました。大変御努力をいたしておるわけでありませう。

欧米との経済摩擦について、昨年の一月、開放策の第一弾が実施され、続いて五月にもまた第二弾という形で関税の引き下げ、これも御答弁があったと思うのでございますが、非関税障壁の撤廃あるいは改善、サービスマーケティングの自由化等の八項目等々、こういうものを実施して、わが国はそれなりに大変な努力をしておるわけですが、依然として、欧米のわが国に対する圧力といひますか、要求といひますのは強くなつてきてゐる。

これは、わが国がこれまで努力をしておる、手だてをとおしておることに對して、外国、欧米はこれを評価していないような動きもあるわけでありませう。評価していないから、このような強い要求が引き続いて出てゐると思ふのでありませうけれども、こゝら辺のところはどうなんでしょう

昭和五十八年四月二十六日

か。部分的には評価しているということも考えられるのでしようか。

○塩崎国務大臣 私、浦野委員御指摘のように、最近の貿易情勢、いま福川貿易局長が言われましたように、最近の国際収支の状況等に伴いまして外国からいろいろの要求が新しく出されてくることは、まあ当然のことかと思うのでございませうし、これに対して、私どもは十分考えを決定して対処しなければならぬと思うわけでございませう。したがって、この法律案を高く評価するしかないか、いろいろお考えはありませうけれども、私は、単行法律をつくって、十六の法律について明文をもって、外国の製造業者も国内の製造業者と同じ扱いにする、このことは画期的なことだと思ひますので、評価していただけたらと思うのでございませう。

問題は、この法律の規定というよりも、むしろ各十六の法律の中にありますところの、その規定に基づきますところの型式、いわゆるスタンダード、これがいろいろの観点から論議が行われ、さらにまた、時代の進展に應じ、あるいは貿易状況に應じて、常に新しい意見あるいは主張として出てくることはやむを得ないことだと思ひます。そんなような観点から、過去何回かに分けて、市場開放対策と銘を打って対処したところがございます。

私どもは、小出しに出したのではない、そんなような気持ちは持っていないところでございまして、やはり時代に應じてこのような考え方が是認される場合があつて、私どもは市場開放対策措置を講じてきた。私は、今後ともそのような情勢が起り得ることが絶対ないとは申し上げにくいと思ひます。しかしそれは、依然といたしまして、合理的な、そしてまた国際化の基準等を考慮して十分に対処すべき問題である、このように考えております。

○浦野委員 時期は私はちよつと知らぬのですけれども、そう余り遠くないことだと思ひますが、ハワイで日米議員のシンポジウムというのが開催されたようでございます。この内容等につきまし

て、伝え聞くところによりますと、現在アメリカにおいては、何かジャパンパッシングとかいう、つまり日本はたけなわしたくほど、たいたい大臣から小出しというような表現もちよつとあつたわけでありませうけれども、たけなわしたくほど日本という国は譲歩をしてくるのではないか、そういう感情がアメリカで強まりつつある。あるアメリカの出席された人は、E.C.、これはたけなわしたくほど出てこない、あきらめざるを得ないけれども、日本はたけなわしたくほど出てこない、あきらめざるを得ないけれども、こういう気持ちでジャパンパッシングというその言葉の背景にあることも指摘しておるようです。これまでの一連の市場開放策、たけなわしたくほど御答弁もいただいたわけでありませうけれども、日本というのは、たけなわしたくほど譲歩するとか、あるいは日本の交渉の原理がわからぬので、ひとつこら辺でたいていおけというふうなイメージがどうしても蔓延するといひますか、外国の中で強くなつたらこれは大変なことであらうと思ひます。

先ほどの質問でも申し上げたわけでありませうが、オルマー商務次官ですか、今回の法改正について、日本の市場開放は全く不十分だと批判しておるわけでございますけれども、こうしたアメリカの姿勢というのは、私なりに考えますと、全くこれは際限がないのではないかという気もいたすわけでありませう。これをどう受けとめていくのか。抑止していくのか。これは政府にとつて大きな課題であらうと思ひますけれども、これらの対応につきまして大臣の決意をひとつ披露していただければと思ひます。

○塩崎国務大臣 まず、私どもは、日米関係の、特に経済関係の重要性はやはり最も重視しなければならぬと思ひます。しかしながら、ジャパンパッシングというような表現は私は当たらないだらうと思ひます。

私どもが一連の市場開放措置をとつてまいりましたことは、一つは、先ほど申し上げましたように、各国ととにかく、何と申しますか、マルチラ

テラルな関係と考へていいかと思ひますけれども、関税障壁の問題であつて、関税引き下げの問題でございます。いろいろな国内上、そしてまた国際情勢等を考へながらの関税障壁の解消の問題であり、第二は、関税障壁のみならず、非関税障壁もお互いに改善し自由貿易主義を守つていこうではないか、こういう考え方に沿つて行つたのが今回のまた考え方でございます。

その方策を進めるための法律、つまり外国の製造業者にも、国内の製造業者と同じような型式取得についての法的な地位を与える、こういうことが念願でございまして、私は、これはたけなわしたくほどというふうな表現よりも、とにかく合理的な、そして国際化の路線は何か、そしてまた相互条件的な取り扱いにするにはどうしたらいいか、このような論議を経て合理的なものとして是認されて出てきたものが今回の基準・認証制度についての、型式等についての、スタンダードについての各省が行いました一つの考え方だ、こういうふう

に思ひます。

○浦野委員 今回の基準・認証制度そのものについては、それなりに大変意義があると思つておるのですが、欧米から何か日本に対して要求がありまして、マスコミもそうでありませうが、素早く対応するということはそれなりにこれはまた必要なことだらうと思つておるのですけれども、ただいま大臣は、ジャパンパッシングというふうな、そんなものはないという感想を述べられたわけでありませう。私個人には、何かいさかへりくだつていふというふうなところもあるのではないかと

いう気がするわけでありませう。

米国企業、わが国に進出しておるそうした企業、これは何か進出してある国で起つた問題、苦情をすぐ自国の政府に申し入れるか、あるいは自国の政府自体がこれを早急に吸い上げ、そしてこれを外交レベルで処理するといふような能力、これに案外たけていゝのではないか、こういう感じがいたすわけでございますが、わが国政府として、そうした活動というものをとつと強化すべき

ではないのか。これまでいろいろそれはやつておられるのでありませうけれども、わが国の対外国への取り組みの姿勢あるいは対応策、及び、先ほど申し上げましたが、相手側への周知徹底される手法あるいは周知徹底させるについてもどの分野に力点を入れていくのか、こうした対象範囲、こういうようなものにつきましてもう一度改めて見直す必要があるのではないか、こんな気もいたすわけでありませう。

日米議員交流を盛んにしてという、そうした手法もとられていゝわけでありませうけれども、まだ十分な効果、もちろんこれは一挙に効果が出るというものでなかつたらうと思ひますけれども、向こう側は強いけれども日本というのは、国民性なのかもしれないけれども何かこう非常に低姿勢というか、おとなしい、そんな感じがいたすわけでありませう。

現在、そうした面でのどのような努力を払つておられるのか。あるいは、決して横着はしてない、決然としてやつていゝんだということであれば結構なんですけれども、そこら辺のところを概略御説明いただけます。

○塩崎国務大臣 貿易摩擦あるいは市場開放問題についての取り組み方、さらにまた各種の施策を行つた場合のキャンペーンその他の方法について、いま御提言がございました。私もその点は全く同感でございます。これまで政府におきまして、たとえば私の企画庁の中にはO.T.O.の予算等がございまして、いろいろとキャンペーンの予算がついていゝところがございます。O.T.O.の諮問会議を構成する方々にキャンペーンを通じてお願いを申し上げ、また外国からの注文、要望等を伺つていゝところがございます。各省は各省なりに、同じような取り組みをしていゝかと思ひます。

さらにまた、一番大事なことは、御案内のように、アメリカ政府はわりあい自由貿易主義を守つていゝ、保護貿易主義の台頭を抑えていゝという態度をとる傾向があると言われております

が、一方、議會の方は大變保護主義的な考え方が強い、こんなようなことがよく言われます。私も、ときどき日米議員の会合に出てまいりますと、いわゆる認識の相違といいますが、パーセブションギャップの問題が常に主張されて、この問題についての弁解になりがちなことは大變残念だと思ふくらい考え方が違ってくるような場合があることを考えますと、何としても日本人の考え方あるいは日本の経済のあり方あるいは日本企業の行動、さらにまた、先ほど来お話がございました産業政策の日本的な、日本でとっておりましてこの進め方、これらについてもう少し理解を深める必要があろうか、私もほんなふうに思ふところでございますし、いま通産省からお話がございましたように、産業政策等につきましましていろいろのキャンペーンを行つて、正しい理解を求めているようなところでございます。しかし、いざれにいたしましても、民族の根本的な発想と申しますか、考え方の相違に基づく点が多分ございまして、粘り強く努力する必要があるかと思ひます。

第二には、十年前にはわづか日本が六億ドルのアメリカに対する輸出超過でございましたが、いま、あるいは百八十億ドルあるいは二百億ドルと言われておりますところの貿易関係であることを考へてみますと、これらの点についても十分な配慮をしていく必要があろうか。これが根本でいろいろの問題が発生しておるといえますれば、やはりここに経済政策全般のあり方、たとえば内需振興等を含めて日本政府並びに日本経済全体が考へていくべき点が大いにある、こういうふうにかえておられます。

○浦野委員 今回の法改正、これはサミットへの一つのおみやげだというような声も聞かれるわけでございますけれども、当然サミットにおいてはこの貿易摩擦が主要テーマの一つになるのではないかと考えられるわけでありまして、これに対するわが国の基本姿勢、そして、これは当然サミットにおいてもその基本姿勢として、わが国は主張す

べきところは主張しなければならぬ。あるいは外国からの正当な要求、これについては謙虚に耳を傾けていかなければならない。自由貿易の調和、国際経済関係の形成に積極的にわが国として貢献していかなければならぬことは当然のことであるわけでございます。

そうした意味で、今回の基準・認証制度の改善以外に通商関連行政、これについても簡素化、合理化を図る、こういう見地から、その見直し等にも真剣に取り組んでいただきたいと思うのでありますけれども、この点につきましても、新聞等で出ておりますように、市場開放問題苦情処理推進本部に先般、経団連の意見書が提出されたということもございまして、また臨調の答申にもそれに関連したものが載つておるわけでございますけれども、こころ辺のことにつきまして、大臣もあるいはサミットに行かれるかもしれませんが、わが国の基本姿勢なり、ただいま申し上げた基準・認証制度の改善以外の通商関連行政、これにつきましても、粘り強く努力する必要があるかと思ひたいと思ひます。

○塩崎国務大臣 私はサミットには参りませんが、現在、その議題と申しますか、議題はまだ決まっていないようでございます。

しかしながら、もうサミットは経済問題が中心の会議でございます。そして、シュミットさんやあるいはキッシンジャーさんが最近の論議で書いておられますように、現在、サミットにおいて先進工業国の中で、世界経済の現況を救わなければ民主主義制度自体が大変な危険性を帯びてくる、こんなふうな心配されていられるほど経済問題が重要となつていくわけでございます。各国が、かつて戦前のように消費を抑え、輸入を抑え、輸出だけを奨励するならば大変なことになるんじゃないか、こんなふうな憂慮がされておることから、具体的な項目として、市場開放措置というような言葉ではございませぬけれども、ともかくも現在の経済的な大変な危機の問題と言われるぐらいの問題、さらにまた保護貿易主義の台頭の問題、そし

て自由貿易主義をどのように進めていくかという問題は重要な議題になる、こういうふうには私は確信しているところでございます。その中で、今回先んじてとりましたところのこの法案、そしてまたスタンダードあるいは型式の改善の方向は発言の一つの大きな根拠になる、私はこんなふうにかえていこうと思ひます。

それからまた、第二のお尋ねがありましたのは、経団連から出されました、各種の手續の簡素化を含めての市場開放措置の問題の提言でございます。今回の法律には、私は経団連の提言は関係はないと思ひます。経団連の提言は、輸出手續を含めての貿易手續の簡素化の問題でございまして、輸入に関するものは、この基準・認証制度の各省の話し合いの中で解決されたこととございまして、いろいろの御意見がございまして、臨時各省との間に話し合いが行われることによつて新しく取り上げられることも今後可能でございます。各国からの要望についても各省が随時取り上げられるという現在の法的な仕組み、私はこういうふうにかえていこうと思ひます。

な、輸出手續、これは確かに大事な経団連の提言ではございするけれども、これは市場開放措置というよりも、むしろ国内問題として考へるべき点がございまして、もちろん、相手方の輸入業者に影響が及ぶますれば事態は改善しなければならぬけれども、多分に国内的な行政簡素化の問題と考へられますので、これらにつきましましては、この問題と関連してでもいいかと思ひます。が、切り離してでも検討しなければならぬ問題だと考へております。

○浦野委員 次に、基準・認証制度の改善内容、これにつきましましてお尋ねをしたいと思います。これには前の質問とダブルのかもしれないけれども、あるいは前の質問とダブルのかもしれないけれども、当初三十数本関連法案があるというところでございました。今回法改正の対象になるのは十六本、別途国会に提出されるところの家畜改良増殖法、合わせて十七法律となつたわけござ

います。三十数本と聞いておつたわけでございますが、これが今回十七本ということになつた理由、これを当委員会においてひとつ御答弁をいただきたいと思ひます。

○秀河政府委員 私ども、基準・認証制度の改善策につきましまして検討を進めるに当たりましては、法的な内外の無差別原則というものを確立して、外国の製造業者も、日本の国内の製造業者と同等の条件でこの認証制度に参加し得る道を法的に確保するという観点で、法制面の検討を始めたわけでございます。

その検討に入りますに当たりまして、各法律におきましてこういう認証制度というものを規定しております法律を全面的に拾ひ出しましたところ、そういうことを規定しております法律が二十九本、それから規則で二つございました。それにつきましまして個々の内容について詳細に検討いたしましたわけでございますが、その結果、十二の法律と二つの規則につきましましては、外国の製造業者がわが国の認証手續に直接参加し得る道は現行法においても開かれておるといふことが実は確認をされたわけでございます。

残りの十七の法律につきましましては、検討いたしました。積極的に外国の製造業者というものを排除しておるとかいうものではないと思ひますけれども、各規定との関連において詳細に見てまいりますと、外国の製造業者がそれに参加し得るか否か、不明確なものがかなりございまして、そういうふうなものを検討の対象といたしまして、その十七のうち一つは単独法で改正をお願いし、残りの十六のものにつきましまして一括法でその改正をお願いしたい、かように考へたわけでございます。

○浦野委員 改善措置として、規格・基準の作成過程の透明性を確保する、あるいは規格・基準の国際化の推進を図る、外国検査データの受け入れ、あるいはもっとそれ以上にあるのですけれども、こうしたこと等々に努めることになつておるわけでございますが、今後それぞれの認証制度に

おいてどのようにこれを進めていかれるのか、簡単に聞かせたいと思います。

○亮河政府委員 ただいま御指摘がございましたとおり、今回の法律改正案以外に大きな観点で三つ、基準・認証制度について改善を図るべき事項というものを私も考えております。その一が、規格・基準作成過程におきましてその透明性の確保ということであり、第二は、規格・基準の国際化というものを推進していくということ、それから第三が、外国の検査データで信頼できるものはこれを受け入れていく、この三つがございまして。こういう点につきましては、去る三月二十六日の「基準・認証制度の改善について」という、経済対策閣僚会議におきましてかなり具体的な改善の項目を掲げ、その方向を決めたところでございます。

そういうことにつきまして、今後できるだけ速やかに各省庁におきまして省令の改正を行う、あるいは運用の改善ということに対応していくというこの意思ができております。物によりましては、非常に詳細な技術的な検討が必要であるというふうなことから、若干時間がかかるものもございまして。たとえば、五十八年度中にはこれを完成しようというものもございしますが、できるものにつきましては可及的速やかに各省庁においてその方向で対処していくということに相なっております。

○浦野委員 この中で、外国検査データの受け入れという項目があるわけでありまして。これはどのような具体的な手続関係の方式がとられるのかわかりませんが、これはあるいは部分的には企業秘密的なものがあるかと思ひます。なかなかこれは困難を伴うと思うのです。そこら辺につきましてはこれから御検討いただくことになると思うのでございまして、わが国の基準・認証制度、もともとこれは健康、安全の確保というのが大前提になっておるわけでございますけれども、こうした本来の趣旨というものを損なうようなことで

あつてはならない、これは言うまでもないことでございまして。これらについては十分お考えになっておると思ふのでありますけれども、ひとつ改めてその辺のところをお聞かせいただきたいと思ひます。

○亮河政府委員 まことに御指摘のとおりでございます。まして、そもそも規格・認証制度というものを定めておられますのは、国民の生命とか健康とかあるいは製品の品質の優良性を確保するとか、そういう目的によるものでございまして、私ども、基準・認証制度を改善してできるだけ、たとえば国際的な基準との整合性を図っていくとかいうふうなことを図るといたしまして、当然そういう安全性の確保とか、あるいは公害防止とかいうものにつきまして万全を期していかなければならない、かように考えております。

たとえば、御指摘がございました外国の試験データの採用につきましても、当然その信頼性というものを十分検討し、物によりましてはやはり独自の試験データを得た上でないと受け入れては行けないというふうな方向のものもあるようでございます。そういう国民の安全というものの確保につきましては、これからの十分配慮してまいることとは当然でございます。

○浦野委員 ひとつそういうことでやっていただきたいと思ふのでありますが、あわせてこの基準・認証制度の改善措置、これを実効あらしめるためには、今後ともそのフォローアップに力を入れていかなければならない、努めていかなければならないわけでありまして。そこら辺の態勢といいますか、そうしたものは、本法律の冒頭に質問をいたしましたが大変急いでおられるわけでございますけれども、このフォローアップの態勢、こうした点については十分自信を持っておられる、また持つていただかなければならぬわけでありまして、これは間違いないわけですね。そこら辺の態勢はいかがなんでしょう。

○亮河政府委員 今回の基準・認証制度の改善に当たりましては、関係する省庁が大変に多いとい

うところから、内閣に基準・認証制度等連絡調整本部というものを設けて、この間の調整の任に当たつてまいつたわけでございます。その検討の結果が、今回の法律案を初めいたします各種の改善措置ということになったわけでございます。

法律案の方は現在御審議をお願いしてございまして、そういう法律事項以外のものにつきましては、その推進は各省庁において行われるわけでございますが、なお御指摘のとおり、連絡調整を要する事項あるいはフォローアップをきちんと行いまして、所期の目的どおりその改善がなされるかどうかということを見届ける必要もあるというところで、この連絡調整本部はなお当分の間存続するという方向でこれからも進むものと考えております。

○浦野委員 私の住んでおりますところは豊田市なものでありますから、自動車関係につきましても一問だけお尋ねをしてみたいと思ふのであります。

運輸省、これは自動車の認証制度の改善策として、新車の登録時に一台一台検査場で検査する手間を省ける型式指定制度を利用しやすくする旨を發表されておられるわけでございますが、しかし、これにつきまして、新聞にも大きく出ましたが、GM、フォードは要求を出しておるのでありますけれども、これらの措置につきましても満足していない、こういうことを言っておられるわけでありまして。さらなる制度の簡素化というものを求めているようでありまして、こうしたアメリカの不滿に対してどのような措置をとっているのか、あるいはまた対応を今後されていくのか、そこら辺の姿勢、お考えというものをひとつ教えてください。

○角田(連)政府委員 先ほど来お話に出ておりましたように、今回、三月二十六日に決定を見ました自動車関係の改善措置は、大きく分けまして二種類になります。一つは、いま先生がおっしゃいましたような型式指定の要件の簡素化、それか

らもう一つは安全基準の緩和、この二つに区分されるわけでございますが、この型式指定の簡素化につきましては、米国側は、自己認証制度を日本がまだ採用してくれない、こういうことについての不滿は表明しております。

自己認証制度といふのは、メーカーが国の定める安全基準あるいは公害基準に適合しているというふうなみずから検査をして決めまして、後、政府はトラブルがあらましたときに事務的にチェックする、こういう仕組みでございますが、わが国の型式指定制度というのは事前にチェックする制度でございまして、米側と全く国情の異なるわが国としてはそういう仕組みはとれないわけでございます。これは従来からアメリカから要求がございましたが、自己認証制度はとれないということは従来からアメリカ側に申し入れていたわけでございます。そういうことで自己認証制度が今回の措置で入っていないということについて、不滿は確かに表明しております。しかし、今回の簡素化の努力につきましては、基本的に米側は歓迎しているということでございます。

それからもう一つは、先ほど申し上げましたように、安全基準の問題についての米欧並みの調和を十一項目ばかり図つたわけでございますが、それは直ちに基準の改造関係の経費の削減になりますので、これは向こうとしては評価している、こういうことでございます。

それから、今後の措置でございすけれども、型式指定の要件、手続の簡素化というのは、われわれとしては相当思い切つた簡素化措置を打ち出したわけでございます。これ以上の簡素化はないというふうな思つておりますけれども、米国は、まだこの型式指定というものを活用したことがございせん。したがって、型式指定の活用方策について専門的に、技術的に、まだ彼らとしては理解がでない部分があります。そういうことで、私どもとしては担当課長を米国にも差し向けまして、政府の関係者あるいは米議会の議員のスタッフ、それからアメリカのメーカー、こう

いつた各方面に理解を求めるべくPRをしてまい
つてきておるわけでございます。

向こうの最終的な型式指定の簡素化についての
反応はまだございせんが、私どもの方にはいろ
んな専門的な質問をしておりますので、この簡素
化の自身が米国側でよく理解されれば、この制度
も活用できるのではないかとこのように考えてお
りまして、私どもとしては米国側と、それからわ
れわれとの間での、実務者レベルでの具体的な意
見交換を今後とも熱心に行うということで、米国
側の十分な理解が得られるようにこれから努力し
てまいりたい、かように考えておる次第でありま
す。

○浦野委員 今回、こうした改善措置をとるわけ
でございますけれども、貿易摩擦に起因をいたし
ておるわけでありますが、ただいま御答弁をいた
だきました外国と日本の制度の違いとかある
いは物の考え方、思想の違いというような面もこ
ざいまして、これを融合させるにはなかなかの努
力もまた要るのではないかと思っております。ぜ
ひひとつがんばっていただきたいと思うのであり
ます。

先ほど大臣の御答弁の中にもございましたが、
要は現在の不況そのものがこうした貿易摩擦その
ものに大きく、そこに原因があるんだ。今回の基
準・認証制度改善、これをもろろ一つの部門と
いたしまして、世界の経済の再活性化といいま
すか、そうした面で大きな効果が出ればと期待をす
るものであります。大臣、最後に一言。

○塩崎国務大臣 浦野委員御指摘のように、この
貿易摩擦の問題は、各種の方法で片づけなければ
なかなか解決できない問題でございます。しか
し、なお一方、国内の需要を喚起する、内需喚起
によって輸出に依存しないことも、私は、重要な
当面の経済政策であらうかと思うのでございま
す。ことに国際収支が原油の値下がりによってゆ
とりができた場合にこそ、私は、このような問題
はなお大きな問題として考えられると思ひますの
で、いま御指摘のような方向で、経済政策全般の

問題としても貿易摩擦の問題を解決する方向で努
力しなければなかなか解決できない、この方向を
とるべきだと考えております。

○浦野委員 質問を終わります。ありがとうございます。
(拍手)

○登坂委員長 次回は、明二十七日午前九時四十
分理事會、午前十時委員會を開會することいた
し、本日は、これにて散會いたします。
午後四時二十一分散會

外国事業者による型式承認等の取得の円滑化
のための関係法律の一部を改正する法律案

外国事業者による型式承認等の取得の円滑
化のための関係法律の一部を改正する法律
(消費生活用製品安全法の一部改正)

第一条 消費生活用製品安全法(昭和四十八年法
律第三十一号)の一部を次のように改正する。
目次中「第三十二条」を「第三十二條の五」
に改める。

第四條中「行なう」を「行う」に、「附されて」
を「付されて」に改め、「第二十七條」及び「同
項ただし書第二号」の下に「(第三十二條の四第
二項において準用する場合を含む。)」を加え
る。

第七條中「第二十七條」の下に「(第三十二條
の四第二項において準用する場合を含む。)」を
加え、「附する」を「付する」に、「附して」を
「付して」に改める。

第九條第二号中「第十九條」の下に「又は第
三十二條の第三項を加え、同条第三号中「行
なう」を「行う」に改める。

第十九條に次の一号を加える。
五 第三十二條の二第一項の登録を受けてい
る場合において、当該登録が取り消された
とき。

第二章第二節第三十二條の次に次の四條を
加える。
(外国製造事業者の登録等)

第三十二條の二 外国において本邦に輸出され
る特定製品の製造の事業を行う者は、事業区
分に従い、主務大臣の登録を受けることがで
きる。

2 第八條第二項及び第三項、第九條から第十
二條まで、第十八條、第二十條並びに第二十
三條の規定は前項の登録に、第七條、第十三
條から第十七條まで、第二十一條及び第三十
條の規定は前項の登録を受けた者(以下「外
国登録製造事業者」という。)に準用する。こ
の場合において、第七條中「何人」とある
のは「外国登録製造事業者」と、同条及び
第三十條中「特定製品」とあるのは「本邦に
輸出される特定製品」と、同条中「命ずる」
とあるのは「請求する」と読み替えるものと
する。

(外国登録製造事業者の登録の取消し等)
第三十二條の三 主務大臣は、外国登録製造事
業者が次の各号の一に該当するときは、その
登録を取り消すことができる。
一 第四條、第七條(前条第二項において準
用する場合を含む。)、前条第二項において
準用する第十四條又は次条第二項において
準用する第二十六條第二項の規定に違反し
たとき。
二 前条第二項において準用する第九條第一
号又は第三号に該当するに至つたとき。
三 前条第二項において準用する第三十條又
は次条第二項において準用する第二十九條
若しくは第三十五條(第一号を除く。)の規
定による請求に応じなかつたとき。
四 主務大臣がこの法律を施行するため必要
があると認めて、政令で定めるところによ
り、外国登録製造事業者に対し、その業務
又は経理の状況に関し報告を求めた場合に
おいて、その報告がされず、又は虚偽の報
告がされたとき。
五 主務大臣がその職員に、外国登録製造事
業者の特定製造設備及び特定検査設備につ

いて、主務省令で定めるところにより、定
期に、検査をさせようとした場合におい
て、その検査が拒まれ、妨げられ、又は忌
避されたとき。
六 主務大臣がこの法律を施行するため必要
があると認めて、その職員に、外国登録製
造事業者の事務所、工場、事業場又は倉庫
において本邦に輸出される特定製品、帳
簿、書類その他の物件についての検査をさ
せようとした場合において、その検査が拒
まれ、妨げられ、又は忌避されたとき。
七 前号の規定による検査において、主務大
臣が、外国登録製造事業者に対し、その所
在の場所において職員に検査をさせること
が著しく困難であると認められる特定製品
を期限を定めて提出すべきことを請求した
場合において、その請求に応じなかつたと
したとき。
八 不正の手段により前条第一項の登録を受
けたとき。

九 第八條第一項の登録を受けている場合に
おいて、当該登録が取り消されたとき。
2 第二十八條第二項の規定は、前項第五号の
検査に準用する。

3 国は、第一項第七号の規定による請求によ
つて生じた損失を外国登録製造事業者に対し
補償しなければならない。この場合におい
て、補償すべき損失は、同号の規定による請
求によつて通常生ずべき損失とする。
(外国登録製造事業者に係る特定製品の型式
の承認等)

第三十二條の四 外国登録製造事業者は、製造
しようとする特定製品であつて本邦に輸出さ
れるものの型式について、型式の区分に従
い、主務大臣の承認を受けることができる。

2 第二十三條第二項及び第三項、第二十四
條、第二十五條並びに第三十一條の規定は前
項の承認に、第二十六條(第一項ただし書第
一号を除く。)、第二十七條、第二十九條及び

七

第三十五条(第一号を除く。)の規定は前項の承認を受けた者に準用する。この場合において、第二十四条第二号中「第八条第一項」とあるのは「第三十二条の第二項」と、第二十六条第一項及び第二十七条中「当該承認に係る型式の特定製品」とあるのは「当該承認に係る型式の特定製品で本邦に輸出されるもの」と、第二十六条第一項ただし書第二号中「輸出以外の特定」とあるのは「特定」と、第二十九条及び第三十五条第二号中「特定製品」とあるのは「本邦に輸出される特定製品」と、第二十九条中「期間を定めて」とあるのは「期間を定めて本邦に輸出される特定製品に」と、「附することを禁止する」とあるのは「付さないよう請求する」と、第三十五条中「命ずる」とあるのは「請求する」と読み替えるものとする。

(外国登録製造事業者に係る承認の取消し)
第三十二条の五 主務大臣は、前条第一項の承認を受けた外国登録製造事業者が次の各号の一に該当するときは、その承認を取り消すことができる。

一 第三十二条の第二項において準用する第三十三条第二項若しくは第十四条又は前条第二項において準用する第二十六条第二項の規定に違反したとき。

二 第三十二条の第二項において準用する第三十条又は前条第二項において準用する第二十九条若しくは第三十五条(第一号を除く。)の規定による請求に応じなかつたとき。

三 第八十六条第一項の条件に違反したとき。

四 不正の手段により前条第一項の承認を受けたとき。

第三十三条第一項中「行なわせる」を「行わせる」に改め、同項第二号中「行なう者」を「行なう者(外国において本邦に輸出される特定製品の製造の事業を行う者を含む。)」に、「第二十

八条から第三十条まで」を「(第三十二条の四第二項において準用する場合を含む。)、第二十八条、第二十九条(第三十二条の四第二項において準用する場合を含む。)、第三十条(第三十二条の四第二項において準用する場合を含む。)、第三十二条、第三十三条、第三十四条」に改める。

第三十四条第一項中「行なう」を「行う」に、「第二十八条から第三十条まで及び第三十二条」を「(第三十二条の四第二項において準用する場合を含む。)、第二十八条、第二十九条(第三十二条の四第二項において準用する場合を含む。)、第三十条(第三十二条の四第二項において準用する場合を含む。)、第三十二条、第三十三条、第三十四条」に改め、同条第三号中「及び第三十二条の五」に改め、同条第四号中「又は第三十二条」を「第三十二条、第三十三条の三又は第三十二条の五」に改める。

第三十五条第一号中「行なう」を「行う」に改め、「第二十七条」の下に「(第三十二条の四第二項において準用する場合を含む。)」を加え、「附されて」を「付されて」に改める。

第八十六条第一項中「又は第二十六条第一項ただし書第二号」を「第二十六条第一項ただし書第二号(第三十二条の四第二項において準用する場合を含む。)」又は第三十二条の四第一項に、「附する」を「付する」に改める。

第八十七条第一項第二号中「第八条第一項」の下に「又は第三十二条の第二項」を加え、同項第三号中「第二十三条第一項」の下に「若しくは第三十二条の四第一項」を、「第二十五条第一項」の下に「(第三十二条の四第二項において準用する場合を含む。)」を加える。

第八十八条第一項を次のように改める。
主務大臣は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 第二十三条第一項又は第三十二条の四第一項の承認をしたとき。
二 第三十一条(第三十二条の四第二項において準用する場合を含む。)の規定により

承認が効力を失つたことを確認したとき、又は第三十二条若しくは第三十二条の五の規定により承認を取り消したとき。
三 第六十四条第一項の規定による指定をしたとき。

第九十条第一項中「又は第三十二条」を「第三十二条、第三十二条の三又は第三十二条の五」に、「行なわなければならない」を「行わなければならない」に改める。

第九十五条第一項第一号中「規定による製造事業者」の下に「(外国において本邦に輸出される特定製品の製造の事業を行う者を含む。)」を加え、「行なう」を「行う」に改め、同項第三号中「行なう」を「行う」に改め、「第三十五条」の下に「(第三十二条の四第二項において準用する場合を含む。)」を加える。

(高圧ガス取締法の一部改正)
第二条 高圧ガス取締法(昭和二十六年法律第二百四号)の一部を次のように改正する。

第二十條の二 中「又は第二項」を「から第三項まで」に改める。

第五十六條の三 第二項に次のただし書を加える。

ただし、当該特定設備について、次項の特定設備検査の申請がされている場合は、この限りでない。

第五十六條の三 第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

第七十五條中「第五十六條の三第三項」を「第五十六條の三第四項」に改める。
(液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の一部改正)
第三条 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和四十二年法律第四百九号)の一部を次のように改正する。

目次中「第六十七條」を「第六十七條の五」に改める。

第三十九條中「第六十三條」及び「第六十二条第一項ただし書」の下に「(第六十七條の四第二項において準用する場合を含む。)」を加える。

第四十二條中「第六十三條」の下に「(第六十七條の四第二項において準用する場合を含む。)」を加える。

第四十四條第二号中「第五十四條」の下に「又は第六十七條の三第一項」を加え、同条第三号中「行なう」を「行う」に改める。

第五十四條に次の一号を加える。

五 第六十七條の二第一項の登録を受けている場合において、当該登録が取り消されたとき。

第五章第一節第二款第六十七條の次に次の四條を加える。
(外国製造事業者の登録等)
第六十七條の二 外国において本邦に輸出される第一種液化石油ガス器具等の製造の事業を行う者は、事業区分に従い、通商産業大臣の登録を受けることができる。

第六十五条中「第一種液化石油ガス器具等」とあるのは「本邦に輸出される第一種液化石油ガス器具等」と、同条中「命ずる」とあるのは「請求する」と読み替えるものとする。

(外国登録製造事業者の登録の取消し等)
第六十七條の三 通商産業大臣は、外国登録製造事業者が次の各号の一に該当するときは、その登録を取り消すことができる。

一 第三十九條、第四十二條（前条第二項において準用する場合を含む）、前条第二項において準用する第六十九條又は次条第二項において準用する第六十二條第二項の規定に違反したとき。

二 前条第二項において準用する第四十四條第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

三 前条第二項において準用する第六十五條又は次条第二項において準用する第六十四條若しくは第八十條の七（第一号及び第三号を除く。）の規定による請求に応じなかつたとき。

四 通商産業大臣がこの法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、外国登録製造事業者に対し、その業務又は経理の状況に関し報告を求めた場合において、その報告がされず、又は虚偽の報告がされたとき。

五 通商産業大臣がこの法律の施行に必要な限度において、その職員に、外国登録製造事業者の事務所、営業所、工場、本邦に輸出される第一種液化石油ガス器具等の保管場所その他その業務を行う場所において、帳簿、書類その他の物件についての検査をさせ、又は関係者に質問をさせようとした場合において、その検査が拒まれ、妨げられ、若しくは忌避され、又はその質問に対して答弁がされず、若しくは虚偽の答弁がされたとき。

六 前号の規定による検査において、通商産

業大臣が、外国登録製造事業者に対し、その所在の場所において職員に検査をさせることが著しく困難であると認められる第一種液化石油ガス器具等を期限を定めて提出すべきことを請求した場合において、その請求に応じなかつたとき。

七 不正の手段により前条第一項の登録を受けたとき。

八 第四十三條第一項の登録を受けている場合において、当該登録が取り消されたとき。

2 国は、前項第六号の規定による請求によつて生じた損失を外国登録製造事業者に対し補償しなければならない。この場合において、補償すべき損失は、同号の規定による請求によつて通常生ずべき損失とする。

(外国登録製造事業者に係る第一種液化石油ガス器具等の型式の承認等)
第六十七條の四 外国登録製造事業者は、製造しようとする第一種液化石油ガス器具等であつて本邦に輸出されるものの型式について、型式の区分に従ひ、通商産業大臣の承認を受けることができる。

2 第五十八條第二項及び第三項、第五十九條、第六十一條並びに第六十六條の規定は前項の承認に、第六十二條から第六十四條まで及び第八十條の七（第一号及び第三号を除く。）の規定は前項の承認を受けた者に準用する。この場合において、第五十九條第二号中「第四十三條第一項」とあるのは「第六十七條の二第一項」と、第六十二條第一項及び第六十三條中「当該承認に係る型式の第一種液化石油ガス器具等」とあるのは「当該承認に係る型式の第一種液化石油ガス器具等で本邦に輸出されるもの」と、第六十二條第一項ただし書中「輸出用その他特定」とあるのは「特定」と、第六十四條及び第八十條の七第二号中「第一種液化石油ガス器具等」とあるのは「本邦に輸出される第一種液化石油ガス器

具等」と、第六十四條中「期間を定めて」とあるのは「期間を定めて本邦に輸出される第一種液化石油ガス器具等」と、「付すること」を禁止する」とあるのは「付さないよう請求する」と、第八十條の七中「命ずる」とあるのは「請求する」と読み替えるものとする。

(外国登録製造事業者に係る承認の取消し)
第六十七條の五 通商産業大臣は、前条第一項の承認を受けた外国登録製造事業者が次の各号の一に該当するときは、その承認を取り消すことができる。

一 第六十七條の二第二項において準用する第四十八條第二項若しくは第四十九條又は前条第二項において準用する第六十二條第二項の規定に違反したとき。

二 第六十七條の二第二項において準用する第六十五條又は前条第二項において準用する第六十四條若しくは第八十條の七（第一号及び第三号を除く。）の規定による請求に応じなかつたとき。

三 第八十四條第一項の条件に違反したとき。

四 不正の手段により前条第一項の承認を受けたとき。

第六十八條中「第六十條第一項」の下に「第六十七條の二第二項において準用する場合を含む。」を加え、「行なう」を「行おう」に、「行なう」を「行う」に改める。

第八十條の七第一号中「第六十三條」の下に「第六十七條の四第二項において準用する場合を含む。」を加える。

第八十六條第一項の表第六号中「第五十八條第一項」の下に「若しくは第六十七條の四第一項」を、「第六十一條第一項」の下に「第六十七條の四第二項において準用する場合を含む。」を加え、同条第三項中「前二項」を「前三項」に、「行なう」を「行う」に改め、「第四十三條第一項」の下に「若しくは第六十七條の二第一項」を、「第五十八條第一項」の下に「若

しくは第六十七條の四第一項」を、「第六十一條第一項」の下に「第六十七條の四第二項において準用する場合を含む。」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第六十七條の二第二項の登録を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める手数料を納付しなければならない。

第八十八條第四号中「第五十八條第一項」の下に「又は第六十七條の四第一項」を加え、同条第五号中「第六十六條」の下に「第六十七條の四第二項において準用する場合を含む。」を、「第六十七條」の下に「若しくは第六十七條の五」を加える。

第九十條第一項中「第六十四條」の下に「第六十七條の四第二項において準用する場合を含む。」を、「第六十七條」の下に「第六十七條の三、第六十七條の五」を加える。

(化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部改正)
第四条 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五条」を「第五条の二」に改める。

第三条第一項ただし書中「ただし」の下に「第五条の二第一項の届出をし、同条第二項において準用する次条第一項又は第二項の規定によりその届出に係る新規化学物質が前条第二項各号のいずれにも該当しないものである旨の通知を受けた者からその通知に係る新規化学物質を輸入しようとするとき」を加え、同項第一号中「次条第三項」の下に「（第五条の二第二項において準用する場合を含む。）」を加える。

第二章第五条の次に次の一条を加える。

(外国における製造者等に係る新規化学物質の審査等)
第五条の二 外国において本邦に輸出される新規化学物質を製造しようとする者又は新規化学物質を本邦に輸出しようとする者は、あら

はじめ、厚生省令、通商産業省令で定めるところにより、その新規化学物質の名称その他の厚生省令、通商産業省令で定める事項を厚生大臣及び通商産業大臣に届け出ることができ。

2 第三条第二項及び第四条の規定は、前項の届出について準用する。この場合において、同条第一項中「三月以内」とあるのは、「四月以内」と読み替えるものとする。

第三十三条中「第三条第一項」の下に、「第五条の第二項」を加える。

(計量法の一部改正)

第五条 計量法(昭和二十六年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第九十六条の十」を「第九十六条の十の四」に、「第九十八条の十」を「第九十八条の十の四」に改める。

第七十三条中「第九十一条の六第一項」の下に「(第九十一条の十の二第二項において準用する場合を含む。)」を加える。

第七十四条ただし書中「但し」を「ただし」に改め、「第九十一条の六第二項」の下に「(第九十一条の十の二第二項において準用する場合を含む。)」を加える。

第八十八条第二項、第三項及び第六項ただし書中「又は第九十六条の三第一項」を「第九十六条の三第一項又は第九十六条の十の二第一項」に改める。

第四章第二節中第九十六条の十の次に次の三条を加える。

(外国製造事業者に係る計量器の型式の承認等)

第九十六条の十の二 外国において本邦に輸出される計量器の製造の事業を行う者(以下「外国製造事業者」という。)は、その計量器が第八十八条第二項の政令で定めるものに該当するときは、その型式について、電気計器に係る場合にあつては通商産業大臣又は日本電気計器検定所、その他の計量器に係る場合

にあつては通商産業大臣の承認を受けることができる。

2 外国製造事業者は、本邦に輸出される計量器が第九十六条の二第一項の通商産業省令で定める計量器に該当するときは、その計量器について、同項に規定する指定検定機関の行う試験を受けることができる。

3 第九十六条の十の四第一項の規定により承認を取り消され、その取消しの日から一年を経過しない者は、第一項の承認を受けることができない。

4 第九十五条の二(同条第一項第二号及び第四号を除く。)、第九十六条、第九十六条の四第一項、第九十六条の五第一項及び第九十六条の九の規定は、第一項の承認に準用する。この場合において、同条中「第九十五条又は第九十六条の三第一項の承認をしたときは」とあるのは、「第九十六条の十の二第一項の承認をしたときは、又は第九十六条の十の四第一項の規定により承認を取り消したときは」と読み替えるものとする。

5 第九十六条の二第二項及び第三項並びに第九十六条の四第一項の規定は第二項の試験に、第九十六条の五第一項の規定は第二項の試験の申請があつた場合においてその申請に係る計量器について不合格の判定をしたときに準用する。この場合において、第九十六条の四第一項中「承認又は不承認の処分」とあるのは、「合格又は不合格の判定」と読み替えるものとする。

6 第二十二本文、第二十三条第二項及び第九十六条の八の規定は、第一項の承認を受け外国製造事業者(以下「承認外国製造事業者」という。)に準用する。(承認外国製造事業者に係る型式承認番号の表示)

第九十六条の十の三 承認外国製造事業者は、その承認に係る型式に属する計量器に、第九十六条の六第一項の通商産業省令で定める方

式による型式承認番号を付することができ。

2 承認外国製造事業者は、前項に規定する場合を除くほか、計量器に同項の型式承認番号又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(承認外国製造事業者に係る型式の承認の取消し等)

第九十六条の十の四 通商産業大臣は、承認外国製造事業者が次の各号の一に該当するときは、その承認を取り消すことができる。

一 第九十六条の十の二第六項において準用する第九十六条の八の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二 前条第二項の規定に違反したとき。

三 通商産業大臣が、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、承認外国製造事業者に対し報告を求めた場合において、その報告がされず、又は虚偽の報告がされたとき。

四 通商産業大臣が、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、承認外国製造事業者の工場、事業場、営業所、事務所又は倉庫において、本邦に輸出される計量器、帳簿書類その他の物件についての検査をさせ、又は関係人に質問をさせようとした場合において、その検査が拒まれ、妨げられ、若しくは忌避され、又はその質問に對して虚偽の答弁がされたとき。

五 前号の規定による検査において、通商産業大臣が、承認外国製造事業者に対し、その所在の場所において職員に検査させることが著しく困難であると認められる計量器を期間を定めて提出すべきことを請求した場合において、その請求に応じなかつたとき。

2 国は、前項第五号の規定による請求によつて生じた損失を承認外国製造事業者に対し補償しなければならない。この場合において補

償すべき損失は、同号の規定による請求により通常生ずべき損失とする。

第九十一条の十第一項に後段として次のように加える。

この場合において、第七十六条中「第八十条」とあるのは、「第八十一条の九又は第八十一条の十の四第一項」と読み替えるものとする。

第九十一条の十第二項に後段として次のように加える。

この場合において、同条中「第七十四条各号」とあるのは、「第八十一条の三各号」と読み替えるものとする。

第八章第二節中第九十一条の十の次に次の三条を加える。

(外国製造者に係る指定)

第九十一条の十の二 外国において特殊容器の製造の事業を行う者は、その工場又は事業場ごとに、通商産業大臣の指定を受けることができる。

2 第九十六条の九、第七十六条、第八十一条の三、第八十一条の四及び第八十一条の八の規定は前項の指定に、第七十九条及び第八十一条の五から第八十一条の七までの規定は同項の指定を受けた者(以下「指定外国製造者」という。)に準用する。この場合において、第九十六条の九中「又は日本電気計器検定所は、第九十五条又は第九十六条の三第一項の承認をしたときは」とあるのは、「は、第八十一条の十の二第一項の指定をしたとき、同条第二項において準用する第七十九条の規定による届出(同項において準用する第八十一条の三第一号又は第五号の事項に係るものに限り。))を受理したとき、又は第八十一条の十の四第一項の規定により指定を取り消したときは」と、第七十六条中「第八十条」とあるのは「第八十一条の九又は第八十一条の十の四第一項」と、第七十九条中「第八十一条の十の四第一項」と

あるのは「第百八十一条の十の二第二項において準用する第百八十一条の三各号」と読み替えるものとする。

(特殊容器の輸入事業者に係る譲渡等の制限)
第百八十一条の十の三 特殊容器の輸入(商品

を入れ、その商品とともに輸入する場合を含む。以下この条において同じ。)の事業を行う者は、第百八十一条の六第一項の通商産業省令で定める方式による表示又はこれと紛らわしい表示が付されている特殊容器でその輸入に係るものを譲渡し、又は貸し渡してはならない。ただし、当該表示が同項(前条第二項において準用する場合を含む。)の規定により付されたものである場合又はその特殊容器を譲渡し、若しくは貸し渡す前に、通商産業省令で定めるところにより、当該表示を除去し、若しくはこれに消印を付した場合は、この限りでない。

(指定外国製造者に係る指定の取消し等)

第百八十一条の十の四 通商産業大臣は、指定外国製造者が次の各号の一に該当するときは、その指定を取り消すことができる。

- 一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したとき。
- 二 不正な手段により第百八十一条の十の二第一項の指定を受けたとき。
- 三 第百八十一条の十の二第二項において準用する第百八十一条の四各号の一に適合しなくなつたとき。
- 四 第百八十一条の十の二第二項において準用する第百八十一条の五の規定により届け出た製造管理規程を実施しないと認めるとき。

五 通商産業大臣が、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、指定外国製造者に対し報告を求めた場合において、その報告がされず、又は虚偽の報告がされたとき。

六 通商産業大臣が、この法律の施行に必要な

な限度において、その職員に、指定外国製造者の工場、事業場、営業所、事務所又は倉庫において、特殊容器、特殊容器の製造若しくは検査のための設備、帳簿書類その他の物件についての検査をさせ、又は関係人に質問をさせようとした場合において、その検査が拒まれ、妨げられ、若しくは忌避され、又はその質問に対して虚偽の答弁がされたとき。

七 次項の規定による費用の負担をしないとき。

2 前項第六号の規定による検査に要する費用(政令で定めるものに限る。)は、当該検査を受ける指定外国製造者の負担とする。

第百八十一条の十一中「及び第九十六条の三第二項」を「第九十六条の三第二項及び第九十六条の十の二第二項」に、「行なう」を「行なう」に、「行なう」を「行なう」に改める。

第百八十一条の二十二第二号中「行なつた」を「行つた」に改め、同条第二号中「第九十六条の四第二項において準用する同条第一項」を「第九十六条の四第二項若しくは第九十六条の十の二第五項において準用する第九十六条の四第一項の規定」に改め、同条第五号中「行なつた」を「行つた」に改める。

第百八十一条の四第一項中「第五十一条」の下に「第九十六条の十の四第一項」を、「第百八十一条の九」の下に「第百八十一条の十の四第一項」を加え、「行なわなければならない」を「行わなければならない」に改める。

第百八十一条の四第二項中「前項」を「前二項」に、「行なう」を「行なう」に、「若しくは第九十六条の三第一項」を「第九十六条の三第一項若しくは第九十六条の十の二第二項」に、「指定」を「第九十六条の八ただし書」を「若しくは第百八十一条の十の二第二項の指定」を「第百八十一条の十の二第二項の八ただし書(第百八十一条の十の二第二項において準用する場合を含む。)」に、「若しくは第九十六条の三第二項」を「第九十六条の三第二項」に改める。

三 第二項若しくは第九十六条の十の二第二項に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 第百八十一条の十の二第二項の指定を受けようとする者は、同条第二項において準用する第百八十一条の八ただし書の再指定を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める手数料を納付しなければならない。

第百八十一条の七第一項若しくは第三項を「第百八十一条の七第一項若しくは第三項又は第百八十一条の十の三」に改める。

別表第十七号、第十八号及び第十九号中「又は第九十六条の三第一項」を「第九十六条の三第一項又は第九十六条の十の二第二項」に改める。

(電気用品取締法の一部改正)
第六条 電気用品取締法(昭和三十六年法律第二百三十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十七条」を「第十七条の六」に改める。

第五条第二号中「第十四条」の下に「又は第十七条の五第一項」を加え、同条第三号中「第三条」の下に「又は第十七条の二」を加え、「(以下「登録製造事業者」という。)」を削り、「第十四条」の下に「又は第十七条の五第一項」を加え、「登録製造事業者の業務を行なう」を「第三条又は第十七条の二の登録を受けた者の業務を行なう」に改め、同条第四号中「行なう」を「行なう」に改める。

第九条中「登録製造事業者が」を「第三条の登録を受けた者(以下「登録製造事業者」という。)」に改める。

第十四条第四号中「登録」を「第三条の登録」に改め、同条に次の一号を加える。

五 第十七条の二の登録を受けている場合において、第十七条の五第一項第一号から第七号までのいずれかに該当するものとしてその登録を取り消されたとき。

第二章中第十七条の次に次の五条を加える。
(外国製造事業者の登録)
第十七条の二 外国において本邦に輸出される甲種電気用品の製造の事業を行う者は、事業区分に従い、通商産業大臣の登録を受けることができる。

(外国製造事業者の登録の申請)
第十七条の三 前条の登録を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を通商産業大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 事業区分

三 当該甲種電気用品を製造する工場又は事業場の名称及び所在地

四 特定製造設備の名称及び性能又は数

五 特定検査設備の名称及び性能又は数

2 前項の申請書には、工場又は事業場の図面その他の通商産業省令で定める書類を添付しなければならない。

(外国製造事業者の登録の基準)
第十七条の四 通商産業大臣は、第十七条の二の登録の申請が次の各号の一に該当すると認めるときは、登録をしなければならない。

一 特定製造設備が第六条第一号の通商産業省令で定める技術上の基準に適合すること。

二 特定検査設備が第六条第二号の通商産業省令で定める技術上の基準に適合すること。

(外国登録製造事業者の登録の取消し)
第十七条の五 通商産業大臣は、第十七条の二の登録を受けた者(以下「外国登録製造事業者」という。))が次の各号の一に該当するとき、その登録を取り消すことができる。

一 第三条、第二十五条第二項若しくは第二十五条の四第二項若しくは第四項の規定又は次条において準用する第十條第一項の規定に違反したとき。

二 次条において準用する第五条第一号、第三号又は第四号に該当するに至つたとき。
三 第四十八條の二において準用する第四十七條第一項又は第四十八條の規定による請求に応じなかつたとき。

四 通商産業大臣が、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、外国登録製造事業者に対しその業務に關し報告を求めた場合において、その報告がされず、又は虚偽の報告がされたとき。

五 通商産業大臣が、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、外国登録製造事業者の事務所、工場、事業場又は倉庫において、本邦に輸出される電気用品、帳簿、書類その他の物件についての検査をさせ、又は関係者に質問をさせようとした場合において、その検査が拒まれ、妨げられ、若しくは忌避され、又はその質問に對して、正当な理由なく陳述がされず、若しくは虚偽の陳述がされたとき。

六 前号の規定による検査において、通商産業大臣が、外国登録製造事業者に対し、その所在の場所において職員に検査をさせることが著しく困難であると認められる甲種電気用品を期限を定めて提出すべきことを請求した場合において、その請求に応じなかつたとき。

七 不正の手段により第十七條の二の登録を受けたとき。

八 第三條の登録を受けている場合において、第十四條第一号から第四号までのいづれかに該当するものとしてその登録を取り消されたとき。

2 国は、前項第六号の規定による請求によつて生じた損失を外国登録製造事業者に対し補償しなければならない。この場合において補償すべき損失は、同号の規定による請求によつて通常生ずべき損失とする。
(準用)

第十七條の六 第五條、第七條から第十三條まで及び第十五條から第十七條までの規定は、第十七條の二の登録について準用する。

第二十三條第一項中「行なう」を「行う」に改め、「限る。」の下に「次条第一項において同じ。」を加え、同項ただし書中「において、」を「に」に改め、「受けたとき」の下に「、又はその輸入の時に於いて第二十五條の四第一項の規定により表示が付されている甲種電気用品を販売しようとするとき」を加える。

第二十三條の二第一項中「前条第一項」を「第二十三條第一項」に改め、同条第二項中「前条第一項ただし書」を「第二十三條第一項ただし書」に改め、同条を第二十三條の三とし、第二十三條の次に次の一条を加える。

(型式の認可とみなす確認)
第二十三條の二 甲種電気用品輸入事業者が、販売しようとする甲種電気用品の型式について、他の甲種電気用品輸入事業者が前条第一項の認可を受けている型式と同一の型式の区分に属し、かつ、同一の製造事業者に係るものである旨の通商産業大臣による確認を受けたいときは、その確認を受けた甲種電気用品輸入事業者は、その甲種電気用品の型式について、同項の認可を受けたものとみなす。

2 前項の確認を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を通商産業大臣に提出しなければならない。
一 氏名又は名称及び住所並びに法人に於ては、その代表者の氏名
二 当該甲種電気用品の製造事業者の氏名又は名称及び住所
三 型式の区分
四 当該型式について前条第一項の認可を受けている他の甲種電気用品輸入事業者の氏名又は名称及び住所

3 前項の申請書には、通商産業省令で定める数量の確認のための試験用の甲種電気用品及びその構造図その他の通商産業省令で定める書類を添付しなければならない。ただし、第二十一條第一項に規定する甲種電気用品について第一項の確認を受けようとするときは、その電気用品の型式が当該他の甲種電気用品輸入事業者が前条第一項の認可を受けている型式と同一の型式の区分に属する旨を指定試験機関が証する書面を添付することをもつて足りる。

第二十四條中「甲種電気用品」とを削る。
第二十五條第一項中「又は第二十三條の二第二項」を「、第二十三條の三第二項」に改め、「販売されるもの」の下に「又は第二十五條の四第一項の表示が付されているもの」を加え、「附さなければ」を「付さなければ」に改める。

第二十六條を第二十五條の二とし、第三章中同條の次に次の三條を加える。
(外国登録製造事業者に係る甲種電気用品の型式の承認等)
第二十五條の三 外国登録製造事業者は、製造しようとする甲種電気用品であつて本邦に輸出されるものの型式について、型式の区分に従い、通商産業大臣の承認を受けることができる。

2 第十九條から第二十一條まで及び第二十四條の規定は、前項の承認について準用する。
この場合において、第二十條第二号中「第三條」とあるのは、「第十七條の二」と読み替へるものとする。
(外国登録製造事業者に係る表示等)
第二十五條の四 前条第一項の承認を受けた外国登録製造事業者は、その製造する甲種電気用品であつて当該承認に係る型式のものに第二十五條第一項に規定する方式による表示を付することができる。

2 外国登録製造事業者は、前項に規定する場合を除くほか、甲種電気用品に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。
3 外国登録製造事業者が第一項の表示に係る

甲種電気用品を製造する場合においては、前条第二項において準用する第二十條第一号の通商産業省令で定める技術上の基準に適合するようにしなければならない。

4 外国登録製造事業者は、通商産業省令で定めるところにより、第一項の表示に係る甲種電気用品について検査を行い、その検査記録を作成し、これを保存しなければならない。
(外国登録製造事業者に係る型式の承認の取消し)
第二十六條 通商産業大臣は、第二十五條の三第一項の承認を受けた外国登録製造事業者が次の各号の一に該当するときは、その承認を取り消すことができる。

一 前条第四項の規定に違反したとき。
二 第四十三條第一項の条件に違反したとき。
三 第四十八條の二において準用する第四十七條第一項又は第四十八條の規定による請求に応じなかつたとき。

四 不正の手段により第二十五條の三第一項の承認を受けたとき。
第二十七條中「行なう」を「行う」に改め、「第二十五條第一項」の下に「、第二十五條の四第一項」を加え、「附されている」を「付されている」に改め、同条ただし書中「第二十三條の二第二項」を「第二十三條の三第二項」に改める。

第二十八條第一項中「第二十五條第一項」の下に「、第二十五條の四第一項」を加え、「附されている」を「付されている」に改め、同条第二項中「行なう」を「行う」に改め、「第二十五條第一項」の下に「、第二十五條の四第一項」を加え、「附されている」を「付されている」に改める。

第二十九條中「同項の試験」を「同項(第二十三條第二項及び第二十五條の三第二項において準用する場合を含む。)の試験及び第二十三條の二第三項の規定による証明」に、「行な

う」を「行おう」に、「行なう」を「行う」に改める。

第四十三條第一項中「又は第十八條ただし書」を「第十八條ただし書」に、「第二十三條の第二項」を「第二十三條の第三項」に、「の承認」を「の承認又は第二十五條の第三項の承認」に、「附する」を「付する」に改める。

第四十四條第一号中「又は第二十三條第一項の認可」を「の認可又は第二十三條第一項の認可（第二十三條の第二項の認可を含む。）」に改め、同条第三号中「第二十六條」を「第二十五條の二」に改め、同条第六号を第八号とし、第五号を第七号とし、第四号を第六号とし、第三号の次に次の二号を加える。

四 第二十五條の第三項の承認をしたとき。

五 第二十六條の規定により承認を取り消したとき。

第四十七條第二項及び第四十八條中「第二十三條の第二項」を「第二十三條の第三項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（準用）

第四十八條の二 第四十七條第一項及び第四十八條の規定は、外国登録製造事業者に準用する。この場合において、これらの規定中「命ずる」とあるのは「請求する」と、「第二十二條第一項」とあるのは「第二十五條の第四第三項」と、第四十八條中「その業務の全部又は一部の停止」とあるのは「その製造する甲種電気用品に第二十五條の四第一項の表示を付することを停止すること」と読み替えるものとする。

第五十三條第一項の表第二号中「第二十三條第一項の認可」の下に「若しくは第二十五條の第三項の認可を、第二十四條第一項の認可の更新」の下に「若しくは第二十五條の第三項において準用する第二十四條第一項の認可の更新」を加え、「又は認可の更新」を「若しくは承認又は認可の更新若しくは承認の更新」に改

め、同表中第六号を第八号とし、第五号を第七号とし、第四号を第六号とし、第三号の次に次の二号を加える。

四 第二十三條の第二項 一件につき
二万五千元

項の承認を受けようとする者（次号に規定する指定試験機関の証明がされた甲種電気用品についてその承認を受けようとする者を除く。）

五 第二十三條の第二項 一件につき
二万五千元
試験機関の証明を受けようとする者

第五十三條第二項中「前項」を「前二項」に、「行なう試験」を「行う試験又は証明」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 第十七條の二の登録を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める手数料を納付しなければならない。

（ガス事業法の一部改正）
第七條 ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一號）の一部を次のように改正する。

第三十九條の三 中「行なう」を「行う」に、「附されて」を「付されて」に改め、「第三十九條の十二」及び「第三十九條の十一第一項ただし書」の下に「（第三十九條の十四第七項において準用する場合を含む。）」を加える。

第三十九條の六 中「第三十九條の十二」の下に「（第三十九條の十四第七項において準用する場合を含む。）」を加え、「附する」を「付する」に、「附して」を「付して」に改める。

第三十九條の十三の次に次の二条を加える。
（外国製造事業者の登録）
第三十九條の十三の二 外国において本邦に輸出されるガス用品の製造の事業を行う者は、第三十九條の七に規定する事業の区分に従

い、通商産業大臣の登録を受けることができる。

（外国登録製造事業者に係るガス用品の型式の承認）
第三十九條の十三の三 前条の登録を受けた者（以下「外国登録製造事業者」という。）は、製造しようとするガス用品であつて本邦に輸出されるものの型式について、第三十九條の八第一項に規定する型式の区分に従い、通商産業大臣の承認を受けることができる。

第三十九條の十四第二項中「ガス事業法第三十九條の十三」との下に「同条第五号中「第六十七條の第二項」とあるのは「ガス事業法第三十九條の十三の二」とを加え、同条第四項第一号中「前項」を「第三項又は第六項」に改め、同条第二号中「前項」を「第三項」に改め、「液化石油ガス法第六十七條」の下に「又は第六項において準用する同法第六十七條の五」を加え、同項を同条第八項とし、同条第三項の次に次の四項を加える。

4 液化石油ガス法第四十三條第二項及び第三項、第四十四條から第四十七條まで、第五十三條、第五十五條並びに第五十七條の規定は、外国において本邦に輸出されるガス用品の製造の事業を行う者の登録に準用する。この場合において、同法第四十三條第二項中「前項」とあり、同法第四十四條中「前条第一項」とあり、並びに同法第四十五條及び第四十七條第一項中「第四十三條第一項」とあるのは「ガス事業法第三十九條の十三の二」と、同法第四十四條第一号中「この法律」とあるのは「ガス事業法」と読み替えるものとする。

5 第三十九條の六及び第三十九條の九並びに液化石油ガス法第四十八條から第五十二條まで、第五十六條、第六十條第二項及び第三項、第六十五條並びに第六十七條の第三項（第六号を除く。）の規定は、外国登録製造事業者に準用する。この場合において、第三十九條の六中「何人も」とあるのは「外国登録製造事業者は」と、「ガス用品」とあるのは「本邦に輸出されるガス用品」と、液化石油ガス法第四十八條第一項中「第四十三條第一項」とあり、及び同法第六十七條の第三項第一号中「前条第一項」とあるのは「ガス事業法第三十九條の十三の二」と、同法第六十條第二項中「前項」とあり、及び同条第三項中「第一項」とあるのは「ガス事業法第三十九條の十四第五項において準用する同法第三十九條の九」と、同項中「第四十一條」とあるのは「ガス事業法第三十九條の五」と、同法第六十五條中「第一種液化石油ガス器具等」とあるのは「本邦に輸出されるガス用品」と、「命ずる」とあるのは「請求する」と、同条第二号中「第六十二條第一項」とあるのは「ガス事業法第三十九條の十四第七項において準用する同法第三十九條の十一第一項」と、同法第六十七條の第三項第一号中「第三十九條」とあるのは「ガス事業法第三十九條の三」と、「第四十二條」とあるのは「ガス事業法第三十九條の六」と、同号及び同項第三号中「前条第二項」とあるのは「ガス事業法第三十九條の十四第五項」と、同項第一号中「次条第二項において準用する第六十二條第二項」とあるのは「ガス事業法第三十九條の十四第七項において準用する同法第三十九條の十一第二項」と、同項第二号中「前条第二項」とあるのは「ガス事業法第三十九條の十四第四項」と、同項第三号中「次条第二項において準用する第六十四條」とあるのは「ガス事業法第三十九條の十四第七項において準用する同法第三十九條の十三」と、同項第四号中「業務又は経理の状況」とあるのは「事業」と、同項第五号中「事務所、営業所、工場、本邦に輸出される第一種液化石油ガス器具等の保管場所その他その業務を行う場所において、帳簿、書類その他の物件についての検査をさせ、又は関係者に質問をさせようとした場合において、その検査が拒まれ、妨げられ、若

しくは忌避され、又はその質問に対して答弁がされず、若しくは虚偽の答弁がされたとき」とあるのは「営業所、事務所その他の事業場において帳簿、書類その他の物件を検査させようとした場合において、その検査が拒まれ、妨げられ、又は忌避されたとき」と、同項第八号中「第四十三条第一項」とあるのは「ガス事業法第三十九条の七」と読み替えるものとする。

6 第三十九条の八第二項及び第三十九条の十並びに液化石油ガス法第五十八条第二項及び第三項、第五十九条、第六十六条並びに第六十七条の五の規定は、外国登録製造事業者に係るガス用品の型式の承認に準用する。この場合において、第三十九条の八第二項中「前項」とあり、及び第三十九条の十第一項中「第三十九条の八第一項」とあるのは「第三十九条の十三の三」と、液化石油ガス法第五十八条第二項中「前項」とあり、同法第五十九条及び第六十七条の五中「前条第一項」とあり、並びに同法第六十六条中「第五十八条第一項」とあるのは「ガス事業法第三十九条の十三の三」と、同法第五十八條第三項中「第六十條第一項」とあり、及び同法第五十九條中「次条第一項」とあるのは「ガス事業法第三十九条の十四第五項において準用する同法第三十九条の九」と、同法第五十八條第三項中「第一項の承認」とあるのは「ガス事業法第三十九条の十三の三の承認」と、同法第五十九條第一号中「第四十一條」とあるのは「ガス事業法第三十九条の五」と、同法第二号中「第四十三條第一項」とあるのは「ガス事業法第三十九条の十三の二」と、同法第六十七條の五第一号及び第二号中「第六十七條の二第二項」とあるのは「ガス事業法第三十九条の十四第五項」と、同法第一号中「前条第二項において準用する第六十二條第二項」とあるのは「ガス事業法第三十九条の十四第七項において準用する同法第三十九条の十一第二項」と

と、同条第二号中「前条第二項において準用する第六十四條」とあるのは「ガス事業法第三十九条の十四第七項において準用する同法第三十九条の十三」と、同条第三号中「第八十四條第一項」とあるのは「ガス事業法第四十條第一項」と読み替えるものとする。

7 第三十九条の十一から第三十九条の十三までの規定は、第三十九条の十三の三の承認を受けた外国登録製造事業者に準用する。この場合において、第三十九条の十一第一項、第三十九条の十二及び第三十九条の十三中「第三十九条の八第一項」とあるのは「第三十九条の十三の三」と、第三十九条の十一第一項中「当該承認に係る型式のガス用品」とあるのは「当該承認に係る型式のガス用品で本邦に輸出されるもの」と、「輸出用その他特定」とあるのは「特定」と、第三十九条の十三中「ガス用品」とあるのは「本邦に輸出されるガス用品」と、「期間を定めて」とあるのは「期間を定めて本邦に輸出されるガス用品に」と、「附することを禁止する」とあるのは「付さないよう請求する」と読み替えるものとする。

第三十九条の十五第一項中「第三十九条の九」の下に「(第三十九条の十四第五項において準用する場合を含む。)」を加え、「行なおう」を「行おう」に、「行なう」を「行う」に改める。

第四十一條第一項の表第九号中「第三十九条の八第一項」の下に「若しくは第三十九条の十三の三」を、「第三十九条の十第一項」の下に「第三十九条の十四第六項において準用する場合を含む。)」を加え、同条に次の一項を加える。

3 第三十九条の十三の二の登録を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める手数料を納付しなければならない。
第四十九條第一項中「第三十九条の十三」の下に「(第三十九条の十四第七項において準用する場合を含む。)」を、「同法第六十七條」の下

に「第三十九条の十四第五項において準用する同法第六十七條の三第一項、第三十九条の十四第六項において準用する同法第六十七條の五」を加え、「行なわなければならない」を「行わなければならない」に改める。

(肥料取締法の一部改正)

第八條 肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

第四條第三項中「及び指定配合肥料」を、「指定配合肥料及び第三十三條の二第一項の規定による登録を受けた普通肥料」に改める。

第五條中「指定配合肥料」の下に「及び第三十三條の二第一項の規定による仮登録を受けた普通肥料」を加える。

第十七條に次のただし書を加える。

ただし、輸入業者が第三十三條の二第一項の規定による登録又は仮登録を受けた普通肥料を輸入したときは、この限りでない。

第十七條に次の二項を加える。

2 第三十三條の二第一項の規定による登録又は仮登録を受けた普通肥料の輸入業者は、当該肥料の容器若しくは包装を開き、若しくは変更したとき、又は容器若しくは包装のない当該肥料を容器に入れ、若しくは包装したときは、省令の定めるところにより、遅滞なく、当該肥料の容器又は包装の外部に次の事項を記載した輸入業者保証票を付さなければならない。生産業者保証票が付されていないか、又はその記載が不明となった当該肥料を輸入したとき、及び輸入した当該肥料が自己の所有又は管理に属している間に、生産業者保証票が滅失し、又はその記載が不明となったときも、同様とする。

一 輸入業者保証票という文字
二 輸入業者の氏名又は名称及び住所
三 輸入した年月
四 前項第二号、第三号、第七号から第九号まで及び第十一号に掲げる事項
五 生産した者の氏名又は名称及び住所

六 生産した年月
七 生産した事業場の名称及び所在地
八 第三十三條の二第一項の規定による登録又は仮登録を受けた普通肥料である旨の表示

3 前項第五号から第七号までの事項その他省令で定める事項は、同項の輸入業者が知らないときは、同項の輸入業者保証票に記載しなくてもよい。

第十八條第一項第三号中「前条第二号」を「前条第一項第二号、第三号、第五号」に改め、同項に次の二号を加える。

五 生産業者又は輸入業者(第三十三條の二第一項の規定による登録又は仮登録を受けた普通肥料にあつてはその生産した者の氏名又は名称及び住所

六 第三十三條の二第一項の規定による登録又は仮登録を受けた普通肥料にあつてはその旨の表示

第十八條第二項中「前条第四号から第六号まで」を「前条第一項第五号及び第六号並びに前項第五号」に改める。

第二十條中「第十七條各号」を「第十七條第一項各号若しくは第二項各号」に改める。

第三十三條の次に次の四條を加える。

(外国生産肥料の登録及び仮登録)
第三十三條の二 外国において本邦に輸出される普通肥料(指定配合肥料を除く。)を業として生産する者は、当該普通肥料について、その銘柄ごとに、公定規格が定められている普通肥料については農林水産大臣の登録を、公定規格が定められていない普通肥料については農林水産大臣の仮登録を受けることができる。

2 前項の規定による登録又は仮登録を受けようとする者は、本邦内において品質の不良な肥料の流通の防止に必要な措置を採らせるための者を、本邦内に住所を有する者(外国法人で本邦内に事務所を有するものの当該事務

所の代表者を含む。のうから、当該登録又は仮登録の申請の際選任しなければならない。

3 第一項の規定による登録又は仮登録を受けた者(以下「登録外国生産業者」という。)は、前項の規定により選任した者(以下「国内管理人」という。)を変更したとき、又は国内管理人につき、その氏名若しくは名称若しくは住所に変更があつたときは、その日から三十日以内に、省令で定める手続に従い、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

4 登録外国生産業者は、その生産又は販売の業務を行う事業場ごとに帳簿を備え、第一項の規定による登録又は仮登録を受けた普通肥料であつて本邦に輸出されるものを生産したときは、毎日、その名称及び数量を、当該肥料を販売したときは、その都度、その名称、数量、年月日及び相手方の氏名又は名称を記載し、その記載した事項をその国内管理人に通知するとともに、その帳簿を二年間保存しなければならない。

5 国内管理人は、その住所又は主たる事務所に、帳簿を備え付け、これに前項の規定により通知を受けた事項を記載し、その帳簿を二年間保存しなければならない。

6 第六条から第八条まで、第九条第一項及び第二項、第十条、第十二条、第十四条(第三号を除く。)並びに第十六条第一項及び第二項の規定は第一項の規定による登録又は仮登録に、第九條第三項、第十一條、第十三條、第十五條、第十七條第一項(ただし書を除く。)、第二十條、第二十一條及び第二十五條の規定は登録外国生産業者に、第二十六條の規定は登録外国生産業者及びその国内管理人に、第二十九條の規定は国内管理人に準用する。この場合において、これらの規定中「農林水産大臣又は都道府県知事」とあるのは「農林水産大臣」と、第六條第一項第一号中

「氏名及び住所」とあるのは「第三十三條の二第一項の規定による登録又は仮登録を受けようとする者及びその者が同条第二項の規定により選任した者の氏名並びに住所」と、同項第四号中「生産業者にあつては生産する」とあるのは「生産する」と、第十一條中「生産業者にあつては、その写」とあるのは「その写し」と、第十三條第一項中「二週間」とあるのは「三十日」と、同項第二号中「生産業者にあつては生産する」とあるのは「生産する」と、同条第二項及び第五項中「二週間」とあるのは「三十日」と、同条第六項中「生産又は輸入」とあるのは「生産」と、「二週間」とあるのは「三十日」と、第十四條第二号中「生産又は輸入」とあるのは「生産」と、第十六條第一項中「第三十一條第一項から第三十三條第一項まで」とあるのは「第三十三條の五第一項まで」と、同項第四号中「生産業者又は輸入業者」とあるのは「第三十三條の二第一項の規定による登録若しくは仮登録を受けた者及びその者が同条第二項の規定により選任した者」と、同条第二項中「第三十三條第一項又は第四項」とあるのは「第三十三條第一項若しくは第四項又は第三十三條の二第三項」と、第十七條第一項中「普通肥料を生産し、又は輸入した」とあるのは「第三十三條の二第一項の規定による登録又は仮登録を受けた普通肥料であつて本邦に輸出されるものを生産した」と、「生産業者保証書又は輸入業者保証書」とあるのは「生産業者保証書」と、同項第五号中「生産し、又は輸入した」とあるのは「生産した」と、同項第六号中「生産業者にあつては生産した」とあるのは「生産した」と、同項第十号中「仮登録を受けた肥料又は指定配合肥料にあつてはその旨」とあるのは「第三十三條の二第一項の規定による登録又は仮登録を受けた普通肥料である旨」と、「第二十條中「第十七條第一項各号若しくは第二項各号又は第十八條第一項各号」とあるのは「第十

七條第一項各号」と、「並びに生産業者保証書又は輸入業者保証書にあつては」とあるのは「並びに」と、第二十一條中「命ずる」とあるのは「請求する」と、第二十五條及び第二十六條中「その生産し、輸入し、又は販売する肥料」とあるのは「第三十三條の二第一項の規定による登録又は仮登録を受けた普通肥料であつて本邦に輸出されるもの」と読み替へるものとする。

(国内管理人に係る立入検査等)
第三十三條の三 農林水産大臣は、肥料の取締りに必要があると認めるときは、肥料検査官に、国内管理人の事務所その他その業務に係る場所立ち入り、業務に関する帳簿書類を検査させ、関係者に質問させることができる。

2 第三十三條第二項及び第五項の規定は、前項の規定による立入検査又は質問について準用する。この場合において、同条第五項中「肥料検査官又は肥料検査員」とあるのは「肥料検査官」と読み替へるものとする。

(外国生産肥料の輸入)
第三十三條の四 第三十三條の二第一項の規定による登録又は仮登録を受けた普通肥料の輸入業者は、その事業を開始する二週間前までに、農林水産大臣に、次に掲げる事項を届け出なければならない。ただし、当該輸入業者が当該肥料の登録外国生産業者又はその国内管理人である場合は、この限りでない。

一 氏名及び住所(法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
二 輸入する肥料の登録番号又は仮登録番号
三 保管する施設の所在地
2 前項の規定による届出をした輸入業者は、同項の届出事項に変更を生じたときは、その日から二週間以内に、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。その事業を廃止したときも、同様とする。

3 輸入業者は、不正に使用された保証書又は偽造され、若しくは変造された保証書その他保証書に紛らわしいものが付された肥料(その容器若しくは包装にこれらのものが付してある場合における当該肥料を含む。)で輸入に係るものを譲り渡してはならない。

4 輸入業者は、他人の氏名、商標若しくは商号又は他の肥料の名称若しくは成分を表示した容器又は包装を使用した肥料で輸入に係るものを、その表示を消さなければ、譲り渡してはならない。

(外国生産肥料の登録の取消し等)
第三十三條の五 農林水産大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、登録外国生産業者に対し、その登録又は仮登録を取り消すことができる。

一 第三十三條の二第一項の規定による登録又は仮登録を受けた普通肥料(本邦に輸出されるものに限る。)であつて生産業者保証書が付されていないものを譲り渡したとき。

二 第三十三條の二第六項において準用する第二十一條の規定による請求に応じなかつたとき。

三 第三十三條の二第一項の規定による登録若しくは仮登録を受けた普通肥料であつて本邦に輸出されるものに係る保証書を偽造し、変造し、若しくは不正に使用し、又は偽造し、若しくは変造した保証書その他保証書に紛らわしいものを当該肥料若しくはその容器若しくは包装に付したとき。

四 他人の氏名、商標若しくは商号又は他の肥料の名称若しくは成分を表示した容器又は包装を、その表示を消さないで、第三十三條の二第一項の規定による登録又は仮登録を受けた普通肥料であつて本邦に輸出されるものの容器又は包装として使用したとき。

五 農林水産大臣がこの法律の目的を達成す

るため必要があると認めて登録外国生産業者に対しその業務に関して報告を求めた場合において、その報告がされず、又は虚偽の報告がされたとき。

六 農林水産大臣が、肥料の取締り上必要があると認めて、肥料検査官に、登録外国生産業者の事業場、倉庫その他第三十三条の二第一項の規定による登録又は仮登録を受けた普通肥料であつて本邦に輸出されるものの生産又は販売の業務に関する場所において、当該肥料、その原料若しくは業務に関する帳簿書類についての検査をさせ、関係者に質問をさせ、又は検査のため必要な最小量の当該肥料若しくはその原料を無償で提供するように要請をさせようとした場合において、その検査若しくは要請が拒まれ、妨げられ、若しくは忌避され、又は質問に対し答弁がされず、若しくは虚偽の答弁がされたとき。

七 第三十一條第三項に規定する場合に相当すると認められるとき。

八 第三十三條の二第一項の規定による登録又は仮登録を受けるに当たつて不正行為をしたとき。

九 国内管理人が欠けた場合において新たに国内管理人を選任しなかつたとき。

十 登録外国生産業者又はその国内管理人がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したとき。

2 前項の規定により登録又は仮登録を取り消された者は、遅滞なく、登録証又は仮登録証を農林水産大臣に返納しなければならない。

3 第一項の規定により登録又は仮登録を取り消された者は、取消の日から一年間は、当該普通肥料について更に登録又は仮登録を受けることができない。

4 農林水産大臣は、第三十三條の二第六項において準用する第九條第二項の規定又は第一項の規定により登録又は仮登録の取消しをし

ようとするときは、当該登録外国生産業者に対し、あらかじめ期日、場所及び取消しの原因たる事由を通知して、公開による聴聞を行い、その者又はその代理人が証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。

第三十六條第一号中「又は第二十五條」を、「第二十五條又は第三十三條の四第三項」に改める。

第三十七條第一号中「その登録」を「第四條、第五條若しくは第三十三條の二第一項の規定による登録」に改め、同条第二号中「又は第二十三條」を、「第二十三條又は第三十三條の四第一項若しくは第二項」に改め、同条第三号中「又は第二十六條」を、「第二十六條(第三十三條の二第六項において準用する場合を含む)」。又は第三十三條の四第四項」に改める。

第三十八條第二号中「第十七條」を「第十七條第一項若しくは第二項」に改める。

第三十九條第五号中「第二十九條」の下に「第三十三條の二第六項において準用する場合を含む」を加え、同条に次の一号を加える。

七 第三十三條の三第一項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第四十一條中「又は第三十一條第四項」を、「第三十一條第四項又は第三十三條の二第五項」に改める。

第九條 農業機械化促進法の一部改正

第九條 農業機械化促進法(昭和二十八年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第七條第二項中「依頼する者」の下に「本邦内に住所又は居所(法人にあつては、営業所以下同じ)を有しなない者を含む」を加え、「行なう」を「行う」に改める。

第八條の二第三項中「三十日以内」の下に「(本邦内に住所又は居所を有しない者にあつては、六十日以内)」を加える。

第十一條第二項中「附する」を「付する」に改め、「できる者」の下に「(第四項に規定する者を除く)」を加え、「但し」を「ただし」に改め、同条に次の二項を加える。

4 農林水産大臣は、事後検査をする場合において、必要があると認めるときは、第九條第一項の規定により農機具に検査合格証票を付することができる者で本邦内に住所又は居所を有しないものに対し、その事業場、店舗若しくは倉庫において当該農機具若しくはその部品についての検査を受け、若しくは関係者が質問に応じ、又は当該農機具を農林水産大臣の指定する場所に提出することを請求することができる。ただし、農機具を指定する場所に提出させるときは、必要な費用を支払わなければならない。

5 前項の検査に要する費用(政令で定めるものに限る)は、当該検査を受ける者の負担とする。

第十二條の二に次の一項を加える。

2 農機具の輸入業者は、検査合格証票又はこれに紛らわしい表示の付してある農機具でその輸入に係るものを販売し、又は販売の目的で陳列してはならない。ただし、検査合格証票がこの章の規定により付されたものである場合は、この限りでない。

第十四條の二中「行なう」を「行う」に改め、「製造業者」の下に「輸入業者」を、「その製造」の下に「輸入」を加える。

第五十七條中「違反して農機具に検査合格証票又はこれに紛らわしい表示を附した者」を「違反した者」に改める。

(農業取締法の一部改正)

第十條 農業取締法(昭和二十三年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

第二條第一項に次のただし書を加える。

ただし、輸入業者が、第十五條の二第一項の登録に係る農業で同条第六項において準用する第七條の規定による表示のあるものを輸入してこれを販売するときは、この限りでない。

い。

第七條に次のただし書を加える。

ただし、輸入業者が、第十五條の二第一項の登録に係る農業で同条第六項において準用するこの条の規定による表示のあるものを輸入してこれを販売するときは、この限りでない。

第九條第一項中「第七條」の下に「(第十五條の二第六項において準用する場合を含む。以下この条、第十二條の二第一項及び第二項並びに第十二條の三第一項において同じ)」を加え、同条第二項中「第六條の三第一項」の下に「(第十五條の二第六項において準用する場合を含む。第十六條第一項において同じ)」を、「第六條の四第一項」の下に「(第十五條の二第六項において準用する場合を含む)」を、「販賣業者」の下に「(第十五條の二第一項の登録に係る農業の輸入業者を含む。次項において同じ)」を加える。

第十五條の次に次の四條を加える。

(外国製造農業の登録)

第十五條の二 外国において本邦に輸出される農業を製造し、又は加工してこれを販売する事業を営む者は、当該農業について、農林水産大臣の登録を受けることができる。

2 前項の登録を受けようとする者は、本邦内において品質の不良な農業の流通の防止に必要な措置を採るための者を、本邦内に住所を有する者(外国法人で本邦内に事務所を有するものの当該事務所の代表者を含む)のうちから、当該登録の申請の際選任しなければならない。

3 第一項の登録を受けた者(以下「登録外国製造業者」という)は、前項の規定により選任した者(以下「国内管理人」という)を変更したときは、その変更の日から一月以内に届け出なければならない。

4 登録外国製造業者は、帳簿を備え付け、こ

い。

第七條に次のただし書を加える。

ただし、輸入業者が、第十五條の二第一項の登録に係る農業で同条第六項において準用するこの条の規定による表示のあるものを輸入してこれを販売するときは、この限りでない。

第九條第一項中「第七條」の下に「(第十五條の二第六項において準用する場合を含む。以下この条、第十二條の二第一項及び第二項並びに第十二條の三第一項において同じ)」を加え、同条第二項中「第六條の三第一項」の下に「(第十五條の二第六項において準用する場合を含む。第十六條第一項において同じ)」を、「第六條の四第一項」の下に「(第十五條の二第六項において準用する場合を含む)」を、「販賣業者」の下に「(第十五條の二第一項の登録に係る農業の輸入業者を含む。次項において同じ)」を加える。

第十五條の次に次の四條を加える。

(外国製造農業の登録)

第十五條の二 外国において本邦に輸出される農業を製造し、又は加工してこれを販売する事業を営む者は、当該農業について、農林水産大臣の登録を受けることができる。

2 前項の登録を受けようとする者は、本邦内において品質の不良な農業の流通の防止に必要な措置を採るための者を、本邦内に住所を有する者(外国法人で本邦内に事務所を有するものの当該事務所の代表者を含む)のうちから、当該登録の申請の際選任しなければならない。

3 第一項の登録を受けた者(以下「登録外国製造業者」という)は、前項の規定により選任した者(以下「国内管理人」という)を変更したときは、その変更の日から一月以内に届け出なければならない。

4 登録外国製造業者は、帳簿を備え付け、こ

5 国内管理人は、帳簿を備え付け、これに前項の規定により通知された事項を記載し、少なくとも三年間その帳簿を保存しなければならない。

月」と、同条第六項中「二週間」とあるのは「二月」と、第六条の五第二号中「第二条第一項」とあるのは「第十五条の第二項」と、「製造業又は輸入業」とあるのは「製造業」と、同条第三号及び第六条の六第一号中「第二条第一項」とあるのは「第十五条の第二項」と、同条第四号及び第六条の七中「第十四条第一項」とあるのは「第十五条の五第一項」と、同条第三号中「製造業者又は輸入業者」とあるのは「第十五条の二第二項の登録を受けた者及びその者が同条第二項の規定により選任した者」と、第七条中「その製造し若しくは加工し、又は輸入した農産物」とあるのは「第十五条の二第二項の登録に係る農産物を本邦に輸出されるものを製造し、又は加工してこれを」と、第九条第四項中「製造業者又は輸入業者が製造し若しくは加工し、又は輸入した」とあるのは「当該登録外国製造業者が製造し、又は加工して販売した」と、第十条の二中「その製造し、加工し、輸入し、又は販売する農産物」とあり、及び「その製造し、加工し、又は輸入する農産物」とあるのは「第十五条の二第二項の登録に係る農産物を本邦に輸出されるもの」と読み替えるものとする。

(国内管理人に係る報告及び検査)

第十五条の三 環境庁長官又は農林水産大臣は、国内管理人に対し、その業務に関し報告を命じ、又は検査職員その他の関係職員に必要な場所へ立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

第十三条第二項の規定は、前項の規定による検査について準用する。

(外国製造農産物の輸入業者の届出)

第十五条の四 第十五条の二第二項の登録に係る農産物の輸入業者は、次の事項を農林水産大臣に届け出なければならない。ただし、当該輸入業者が当該農産物の登録外国製造業者又はその国内管理人である場合は、この限りでない。

- 一 輸入する農薬の登録番号
- 二 輸入業者の氏名及び住所

2 前項の規定による届出をした輸入業者は、同項の届出事項中に変更を生じたとき及びその事業を廃止したときもまた同項と同様に届け出なければならない。

3 前二項の規定による届出は、新たに第十五条の二第一項の登録に係る農薬の輸入業を開始する場合にあつてはその開始の日の二週間前までに、第一項の事項中に変更を生じた場合又はその事業を廃止した場合にあつてはその変更を生じた日又はその事業を廃止した日から二週間以内に、これをしなければならぬ。

(外国製造農薬の登録の取消し等)

第十五条の五 農林水産大臣は、次の各号のいづれかに該当するときは、登録外国製造業者に対し、その登録を取り消すことができる。

- 一 環境庁長官又は農林水産大臣が必要であると認めて登録外国製造業者に對しその業務に關し報告を求めた場合において、その報告がされず、又は虚偽の報告がされたと

き。

- 二 環境庁長官又は農林水産大臣が、必要があると認めて、検査職員その他の關係職員に登録外國製造業者から検査のため必要な數量の当該登録に係る農薬若しくはその原料を時價により対価を支払つて集取させ、又は必要な場所においてその業務の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件についての検査をさせようとした場合において、その集取又は検査が拒まれ、妨げられ、又は忌避されたとき。

- 三 国内管理人が欠けた場合において新たに国内管理人を選任しなかつたとき。

- 四 登録外國製造業者又はその国内管理人がこの法律の規定に違反したとき。

前項の規定により登録を取り消された者は、取消しの日から一年間は、当該農薬につ

いて更に登録を受けることができない。

3 第六条の第三第三項及び第十四条の二の規定は、第一項の規定による登録の取消しについて準用する。

第十六条第二項中「第三条第二項」の下に「(第十五条の二第六項において準用する場合を含む。)」を加え、「聞かなければ」「聴かなければ」に改める。

第十七条第一号中「第十条の二」の下に「(第十五条の二第六項において準用する場合を含む。)」を加える。

第十八条中「六箇月」を「六月」に改め、同条第一号中「又は第十一条第一項」を「、第十一条第一項、第十五条の二第五項又は第十五条の四第二項若しくは第二項」に改め、同条に次の一号を加える。

三 第十五条の三第一項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

(飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の一部改正)

第十一条 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)のの一部を次のように改正する。

第五条の次に次の一条を加える。

(承認又は認定の取消し等)

第五条の二 農林水産大臣は、第四条第二項の規定に基づき検定の業務の一部(規格適合表示を付することを含む。以下同じ。)を行う規格設定飼料の製造業者又は輸入業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者に係る同項の承認を取り消すことができる。

一 次条第一項又は第三項の規定に違反したとき。

二 第七条の規定による命令に違反したとき。

三 第二十条第一項の規定による命令に対し報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

四 第二十一条第一項の規定による検査若しくは取去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

2 農林水産大臣は、前条第一項の認定を受けた規格設定飼料の製造業者又は輸入業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。

一 前条第二項又は第三項の規定に違反したとき。

二 前条第四項の技術的基準に適合しなくなつたとき。

三 第七条の規定による命令に違反したとき。

四 第二十条第一項の規定による命令に対し報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

五 第二十一条第一項の規定による検査若しくは取去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

六 不正の手段により前条第一項の認定を受けたとき。

3 第四条第二項の規定に基づき検定の業務の一部を行う規格設定飼料の製造業者又は輸入業者に係る同項の承認がその効力を失つたときは、当該製造業者又は輸入業者に係る前条第一項の認定は、その効力を失う。

第六条第一項中「又は輸入業者」を「若しくは輸入業者」に、「又は前条第一項」を「若しくは第五条第一項の規定に基づき、又は外国製造業者（外国において本邦に輸出される規格設定飼料の製造を業とする者をいう。以下同じ。）が第七条の二第一項若しくは第二項」に改める。

第七条の次に次の五条を加える。

（外国製造業者に係る規格適合表示等）

第七条の二 農林水産省の機関又は第四条第一項の農林水産大臣が指定した者は、規格設定飼料についての公定規格による検定を円滑に実施するため特に必要があるときは、あらかじめ

じめ農林水産大臣の承認を受けて、その検定に関する業務のうち公定規格に適合するかどうかの判定その他の農林水産省令で定める業務以外のものを当該規格設定飼料に係る外国製造業者に行わせ、又はその行う判定の結果に基づいて当該外国製造業者に当該規格設定飼料若しくはその容器若しくは包装に規格適合表示を付させることができる。

2 前項の規定により規格適合表示を付することができるときは、外国製造業者で農林水産大臣の認定を受けたもの（以下「認定外国製造業者」という。）は、規格適合表示を能率的に付するため特に必要があるときは、第四条第一項の規定による検定前に、当該規格設定飼料又はその容器若しくは包装に規格適合表示を付しておくことができる。

第七条の三 前条第一項の規定に基づき検定の業務の一部を行う外国製造業者は、同項又は同条第二項の規定に基づき当該規格設定飼料又はその容器若しくは包装に規格適合表示を付する場合を除き、本邦に輸出される飼料又はその容器若しくは包装に規格適合表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

（準用）

第七条の四 第五条第二項及び第三項の規定は認定外国製造業者に、同条第四項の規定は第七条の二第二項の認定に、第六条第三項及び第七條の規定は第七条の二第一項の規定に基づき検定の業務の一部を行う外国製造業者に準用する。この場合において、第五条第二項中「前項」とあり、並びに同条第三項及び第四項中「第一項」とあるのは「第七条の二第二項」と、同条第三項中「規格設定飼料の製造業者又は輸入業者は」とあるのは「外国製造業者又は規格設定飼料に付した」と、第六条第三項中「飼料」とあるのは「本邦に輸出される飼料」と、第七条中「規格設定飼料の製造業者又は輸入業者」とあるのは「外国製造業者」と、「第四条第二項」とあるのは「第

七条の二第二項」と、「又は第五条第一項」とあるのは「又は同条第二項」と、「当該製造業者又は輸入業者」とあるのは「当該外国製造業者」と、「命じ」とあるのは「請求し」と、「若しくは第五条第一項」とあるのは「若しくは第二項」と、「命ずる」とあるのは「請求する」と読み替えるものとする。

（外国製造業者に係る承認又は認定の取消し等）

第七条の五 農林水産大臣は、次に掲げる場合には、第七条の二第一項の規定に基づき検定の業務の一部を行う外国製造業者（以下この項において「承認外国製造業者」という。）に係る同項の承認を取り消すことができる。

一 承認外国製造業者が第六条第一項、同条第三項（前条において準用する場合を含む。）又は第七条の三の規定に違反したとき。

二 承認外国製造業者が前条において準用する第七条の規定による請求に応じなかつたとき。

三 農林水産大臣がこの法律の施行に必要な限度において承認外国製造業者に對しその業務に関し報告を求めた場合において、その報告がされず、又は虚偽の報告がされたとき。

四 農林水産大臣がこの法律の施行に必要な限度において、その職員に、承認外国製造業者の事業場、倉庫その他飼料の製造の業務に係る場所において、本邦に輸出される飼料若しくはその原料、材料若しくは業務に関する帳簿、書類その他の物件についての検査をさせ、関係者に質問をさせ、又は飼料若しくはその原料を試験のため必要な最小量に限り、無償で提供するよう要請をさせようとした場合において、その検査若しくは要請が拒まれ、妨げられ、若しくは忌避され、又はその質問に對し答弁がされず、若しくは虚偽の答弁がされたとき。

五 承認外国製造業者が第四項の規定による費用の負担をしないとき。

2 農林水産大臣は、次に掲げる場合には、第七条の二第二項の認定を取り消すことができる。

一 認定外国製造業者が前条において準用する第五条第二項又は第三項の規定に違反したとき。

二 認定外国製造業者が前条において準用する第五条第四項の技術的基準に適合しなくなつたとき。

三 認定外国製造業者が前条において準用する第七条の規定による請求に応じなかつたとき。

四 農林水産大臣がこの法律の施行に必要な限度において認定外国製造業者に對しその業務に関し報告を求めた場合において、その報告がされず、又は虚偽の報告がされたとき。

五 農林水産大臣がこの法律の施行に必要な限度において、その職員に、認定外国製造業者の事業場、倉庫その他飼料の製造の業務に係る場所において、本邦に輸出される飼料若しくはその原料、材料若しくは業務に関する帳簿、書類その他の物件についての検査をさせ、関係者に質問をさせ、又は飼料若しくはその原料を試験のため必要な最小量に限り、無償で提供するよう要請をさせようとした場合において、その検査若しくは要請が拒まれ、妨げられ、若しくは忌避され、又はその質問に對し答弁がされず、若しくは虚偽の答弁がされたとき。

六 認定外国製造業者が不正の手段により第七条の二第二項の認定を受けたとき。

七 認定外国製造業者が第四項の規定による費用の負担をしないとき。

3 第七条の二第一項の規定に基づき検定の業

務の一部を行う外国製造業者に係る同項の承認がその効力を失つたときは、当該外国製造業者に係る同条第二項の認定は、その効力を失う。

4 第一項第四号及び第二項第五号の検査に要する費用(政令で定めるものに限る)は、当該検査を受ける外国製造業者の負担とする。
(規格適合表示の付してある飼料の輸入)

第七条の六 輸入業者は、規格適合表示又はこれと紛らわしい表示の付してある飼料(その容器又は包装に当該表示の付してある場合における当該飼料を含む)でその輸入に係るものを販売してはならない。ただし、当該表示が第七条の二第一項又は第二項の規定に基づき規格適合表示を付することのできる外国製造業者により同条第一項の承認又は同条第二項の認定に係る規格設定飼料に付されたものである場合には、この限りでない。

第十九条の二 中第五号を第七号とし、第四号を第六号とし、第三号を第五号とし、第二号の次に次の二号を加える。

三 第七条の二第一項の承認又は同条第二項の認定をしたとき。

四 第七条の五第一項の規定により承認を取り消し、又は同条第二項の規定により認定を取り消したとき。

第二十四条第一項中「農林水産大臣は、」の下に「第五条の二第一項若しくは第二項の規定による処分、第七条の五第一項若しくは第二項の規定による処分又は」を加える。

第二十八条中第八号を第十号とし、第七号を第九号とし、第六号の次に次の二号を加える。

七 本邦において第七条の四において準用する第五条第二項又は第三項の規定に違反した認定外国製造業者

八 第七条の六の規定に違反した者
第二十九条中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 第七条の二第一項の規定に違反して、農

林水産大臣の承認を受けず、外国製造業者に検定に関する業務を行わせ、又は規格適合表示を付させたとき。

(農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部改正)
第十二条 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和二十五年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。

第十五条の次に次の一条を加える。
(承認又は認定の取消し等)

第十五条の二 農林水産大臣は、第十四条第二項の規定に基づき格付けに関する業務の一部(格付けの表示を含む。以下同じ)を行う農林物資の製造業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者に係る同項の承認を取り消すことができる。

一 第十八条第一項若しくは第三項又は第十九条の規定に違反したとき。

二 第十九条の二の規定による命令に違反したとき。

三 第二十条第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

2 農林水産大臣は、前条第一項の認定を受けた農林物資の製造業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。

一 前条第二項又は第三項の規定に違反したとき。

二 前条第四項の技術的基準に適合しなくなつたとき。

三 第十九条の二の規定による命令に違反したとき。

第十四条第二項の規定に基づき格付けに関する業務の一部を行う農林物資の製造業者に係る同項の承認がその効力を失つたときは、当該製造業者に係る前条第一項の認定は、その効力を失う。

4 農林水産大臣は、第一項又は第二項の規定による処分をしようとするときは、当該処分に係る者に對し、あらかじめ、期日、場所及び当該処分の原因たる事由を通知して公開に於て聴聞を行い、その者又はその代理人及び利害関係人が証拠を提出して意見を述べ、機会を与えなければならない。

第十七条の二 第三項を削り、同条第四項中「第二項」を「前項」に改め、同項を同条第三項とし、同条に次の一項を加える。

4 第十五条の二第四項の規定は、第一項又は第二項の規定による処分について準用する。

この場合において、同条第四項中「第一項又は第二項」とあるのは「第十七条の二第一項又は第二項」と、同条第四項中「代理人及び利害関係人」とあるのは「代理人」と読み替へるものとする。

第十八条第一項中「附しては」を「付しては」に、「第十四条第二項又は第十五条第一項」を「第十四条第二項若しくは第十五条第一項の規定に基づき、又は外国製造業者(外国において本邦に輸出される農林物資の製造又は加工を業とする者をいう。以下同じ)が第十九条の三第一項若しくは第二項に、」を「付する」に改める。

第十九条の四を第十九条の九とし、第十九条の三を第十九条の八とし、第十九条の二の次に次の五条を加える。

(外国製造業者に係る格付けの表示等)
第十九条の三 農林水産省の機関又は登録格付機関は、日本農林規格による農林物資の格付けを円滑に実施するため特に必要があるときは、あらかじめ農林水産大臣の承認を受け、その格付けに関する業務のうち日本農林

規格に適合するかどうかの判定その他の省令で定める業務以外のものを当該農林物資に係る外国製造業者に行わせ、又はその行う判定の結果に基づいて当該外国製造業者に当該農林物資若しくはその包装若しくは容器に格付けの表示を付させることができる。

2 前項の規定に基づき格付けの表示を付することができ、外国製造業者で農林水産大臣の認定を受けたもの(以下「認定外国製造業者」という)は、その表示を能率的に行うため特に必要があるときは、第十四条第一項の規定による格付け前に、当該農林物資又はその包装若しくは容器に格付けの表示を付しておくことができる。

3 農林水産大臣は、第一項の承認又は前項の認定をしたときは、遅滞なく当該承認又は認定に係る外国製造業者の氏名又は名称その他の省令で定める事項を公示しなければならない。

第十九条の四 前条第一項の規定に基づき格付けに関する業務の一部を行う外国製造業者は、同項又は同条第二項の規定に基づきその製造若しくは加工に係る農林物資又はその包装若しくは容器に格付けの表示を付する場合を除き、本邦に輸出される農林物資又はその包装若しくは容器に格付けの表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(準用)
第十九条の五 第十五条第二項及び第三項の規定は認定外国製造業者に、同条第四項の規定は第十九条の三第二項の規定に、第十九条及び第十九条の二の規定は第十九条の三第一項の規定に基づき格付けに関する業務の一部を行う外国製造業者に準用する。この場合において、第十五条第二項中「前項」とあり、並びに同条第三項及び第四項中「第一項」とあるのは「第十九条の三第二項」と、同条第三項中「農林物資の製造業者」とあるのは「外国製造業者」と、第十九条中「再び農林物資」

昭和五十八年四月二十六日

とあるのは「再び、本邦に輸出される農林物資」と、第十九条の二「登録格付機関の行なう格付け又は農林物資の製造業者が第十四条第二項」とあるのは「外国製造業者が第十九条の三第一項」と、「農林物資の製造業者が同項又は第十五条第一項」とあるのは「外国製造業者が同項又は同条第二項」と、「登録格付機関又は製造業者」とあるのは「外国製造業者」と、「命じ」とあるのは「請求し」と、「命ずる」とあるのは「請求する」と読み替えるものとする。

(外国製造業者に係る承認又は認定の取消し等)

第十九条の六 農林水産大臣は、次に掲げる場合には、第十九条の三第一項の規定に基づき格付けに関する業務の一部を行う外国製造業者(以下この項において「承認外国製造業者」という。)に係る同項の承認を取り消すことができる。

一 承認外国製造業者が第十八条第一項若しくは第三項、第十九条(前条において準用する場合を含む。)又は第十九条の四の規定に違反したとき。

二 承認外国製造業者が前条において準用する第十九条の二の規定による請求に応じなかつたとき。

三 農林水産大臣がこの法律の施行に必要な限度において承認外国製造業者に対しその格付け(格付けの表示を含む。以下この項及び次項において同じ。)に関し必要な報告を求めた場合において、その報告がされず、又は虚偽の報告がされたとき。

又は忌避されたとき。

五 承認外国製造業者が第四項の規定による費用の負担をしないとき。

2 農林水産大臣は、次に掲げる場合には、第十九条の三第二項の認定を取り消すことができる。

一 認定外国製造業者が前条において準用する第十五条第二項又は第三項の規定に違反したとき。

二 認定外国製造業者が前条において準用する第十五条第四項の技術的基準に適合しなかつたとき。

三 認定外国製造業者が前条において準用する第十九条の二の規定による請求に応じなかつたとき。

四 農林水産大臣がこの法律の施行に必要な限度において認定外国製造業者に対しその格付けに関し必要な報告を求めた場合において、その報告がされず、又は虚偽の報告がされたとき。

五 農林水産大臣がこの法律の施行に必要な限度において、その職員に認定外国製造業者の工場、事務所又は倉庫その他の場所において格付けの状況又は本邦に輸出される農林物資、その原料、帳簿、書類その他の物件についての検査をさせようとした場合において、その検査が拒まれ、妨げられ、又は忌避されたとき。

六 認定外国製造業者が不正な手段により第十九条の三第二項の認定を受けたとき。

七 認定外国製造業者が第四項の規定による費用の負担をしないとき。

3 第十九条の三第一項の規定に基づき格付けに関する業務の一部を行う外国製造業者に係る同項の承認がその効力を失つたときは、当該外国製造業者に係る同条第二項の規定は、その効力を失う。

4 第一項第四号及び第二項第五号の検査に要する費用(政令で定めるものに限る。)は、当

該検査を受ける外国製造業者の負担とする。

5 農林水産大臣は、第一項の規定による承認の取消し又は第二項の規定による認定の取消しをしたときは、遅滞なくその旨を公示しなければならない。

6 第十五条の二第四項の規定は、第一項又は第二項の規定による処分について準用する。この場合において、第十五条の二第四項中「第一項又は第二項」とあるのは、「第十九条の六第一項又は第二項」と読み替えるものとする。

(格付けの表示の付してある農林物資の輸入)

第十九条の七 農林物資の輸入を業とする者は、格付けの表示又はこれと紛らわしい表示の付してある農林物資(その包装又は容器に当該表示の付してある場合における当該農林物資を含む。)でその輸入に係るものを譲り渡し、譲渡しの委託をし、又は譲渡しのために陳列してはならない。ただし、当該表示が第十九条の三第一項又は第二項の規定に基づき格付けの表示を付することができない外国製造業者により同条第一項の承認又は同条第二項の認定に係る農林物資に付されたものである場合には、この限りでない。

第二十條第二項中「行ない」を「行い」に、「附する」を「付する」に、「第十九条の三第一項」を「第十九条の八第一項」に改める。

第二十一條第二項中「行ない」を「行い」に、「第十九条の二から第十九条の四まで」を「第十九条の二(第十九条の五において準用する場合を含む。)、第十九条の八及び第十九条の九」に改める。

第二十四條に次の二号を加える。

五 本邦において第十九条の五において準用する第十五条第二項又は第三項の規定に違反した認定外国製造業者

六 第十九条の七の規定に違反した者

第二十四條の二に次の一号を加える。

農林水産大臣の承認を受けないで、外国製造業者に格付けに関する業務を行わせ、又は格付けの表示を付させたとき。

(栄養改善法の一部改正)

第十三条 栄養改善法(昭和二十七年法律第二百四十八号)の一部を次のように改正する。

第十二条の見出し中「標示」を「標示の許可」に改める。

第十七条の次に次の二条を加える。

(特殊栄養食品の標示の承認)

第十七条の二 本邦において販売に供する食品につき、外国において第十二条第一項に規定する標示をしようとする者は、厚生大臣の承認を受けることができる。

2 第十二条第二項から第四項までの規定は前項の承認について、第十六条の規定は同項の規定により承認を受けた特殊栄養食品について、前条の規定は同項の承認を受けて標示をする者について準用する。この場合において、第十二条第二項中「その営業所所在地の都道府県知事を経由して厚生大臣」とあるのは「厚生大臣」と、第十六条第一項中「製造施設、貯蔵施設」とあるのは「貯蔵施設」と、前条中「同条第四項」とあるのは「第十七条の二第二項において準用する第十二条第四項」と読み替えるものとする。

(特殊栄養食品の標示のなされた食品の輸入の許可)

第十七条の三 本邦において販売に供する食品であつて、第十二条の規定による許可又は前条の規定による承認を受けず第十二条第一項に規定する標示がなされたものを輸入しようとする者については、その者を同項に規定する標示をしようとする者とみなして、同条及び第十九条の規定を適用する。

第十八条の二中「第十六条第一項」の下に「(第十七条の二第二項において準用する場合を含む。)」を加え、「行なう」を「行う」に改める。

(薬事法の一部改正)

第十四条 薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)の一部を次のように改正する。

第六条第二号中「行なう」を「行う」に改め、「第十三条第二項」の下に「及び第十九条の二第二項」を加える。

第十四条の三第一項中「医薬品の製造」を「第十四条の規定による医薬品の製造」に改める。第十九条の次に次の三条を加える。

(外国製造医薬品等の製造の承認)
第十九条の二 厚生大臣は、第十四条第一項に規定する医薬品、医薬部外品又は同項に規定する化粧品若しくは医療用具であつて本邦に輸出されるものにつき、外国においてこれを製造する者から申請があつたときは、品目ごと

にその製造についての承認を与えることができる。
2 申請者が、第七十五条の二第一項の規定によりその受けた承認の全部又は一部を取り消され、取消しの日から三年を経過していない者であるときは、前項の承認を与えないことができる。

3 第一項の承認を受けようとする者は、本邦内において当該承認に係る医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療用具による保健衛生上の危害の発生の防止に必要な措置を採らせるため、厚生省令で定める基準に該当する者を、本邦内に住所を有する者(外国法人で本邦内に事務所を有するものの当該事務所の代表者を含む。)のうちから、当該承認の申請の際選任しなければならない。

4 第一項の承認については、第十四条第二項から第四項までの規定を準用する。
(国内管理人に関する変更の届出)
第十九条の三 前条の規定による製造の承認を受けた者は、同条第三項の規定により選任した者(以下「国内管理人」という。)を変更したとき、又は国内管理人につき、その氏名若しくは名称その他厚生省令で定める事項に

更があつたときは、三十日以内に、厚生大臣に届け出なければならない。
(準用)
第十九条の四 第十九条の二の規定による製造の承認を受けた者については、第九条の二、第十四条の二及び第十四条の三の規定を準用する。

第二十條第一項中「第十四条」の下に「及び第十九条の二」を、「届出」の下に「(第十九条の三の規定による届出を除く。)」を加え、「行なわなければならない」を「行わなければならない」に改め、同条に次の一項を加える。

3 第十九条の二の規定による承認の申請、第十九条の三の規定による届出又は前条において準用する第十四条の二の規定による再審査若しくは第十四条の三の規定による再評価の申請は、国内管理人の住所地(外国法人で本邦内に事務所を有するものの当該事務所の代表者の場合にあつては、当該事務所の所在地)の都道府県知事を経由して行わなければならない。

第二十一條中「医療用具の製造業」の下に「(第十九条の二の規定により承認を受けた者の行う製造を含む。)」を加える。
第二十三條中「第十三条から第二十一条まで」を「第十三条から第十九条まで、第二十条第一項及び第二項並びに第二十一条」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、第十三条第一項中「厚生大臣の承認を受けていないとき」とあるのは「厚生大臣の承認を受けていないとき(外国においてその物を製造する者がその物につき第十九条の二の規定による厚生大臣の承認を受けているときを除く。)」と、同条第二項中「与えないことができる」とあるのは「与えないことができる。当該輸入しようとする物を外国において製造する者(その者が法人であるときは、その業務を行う役員を含む。)」が第十九条の二第二項の規定に該当

する者であるときも、同様とする」と読み替えるものとする。
第五十四條中「添付する」を「添付する」に、「場合を含む。」を「場合を含む。以下同じ。)」若しくは第十九条の二に改める。

第五十六條第二号及び第六十五条第一号中「(第二十三条において準用する場合を含む。)」を「又は第十九条の二に改める。
第六十八條中「含む。」の下に「又は第十九条の二第一項」を加える。

第六十九條第一項及び第六十九條の二中「若しくは販売業者」の下に「国内管理人」を加える。
第七十條第一項中「第七十四条の二第一項」の下に「(第七十五条の二第二項において準用する場合を含む。)」を加える。

第七十四條の二第一項中「製造又は輸入の承認」を「第十四条の規定による承認」に、「第十四条第二項各号」を「同条第二項各号」に改め、同条第二項から第四項までの規定中「製造又は輸入の承認」を「第十四条の規定による承認」に改める。

第七十五条の次に次の一条を加える。
(外国製造医薬品等の製造の承認の取消し等)
第七十五条の二 厚生大臣は、第十九条の二の規定による製造の承認を受けた者(以下「外国製造承認取得者」という。)が次の各号のいずれかに該当する場合には、その者が受けた当該承認の全部又は一部を取り消すことができる。

一 国内管理人が欠けた場合において新たに国内管理人を選任しなかつたとき。
二 厚生大臣が、国内管理人が第十九条の二第三項の厚生省令で定める基準に該当しなくなつたため、その変更を請求した場合において、その請求に応じなかつたとき。
三 厚生大臣が、必要があると認めて、外国製造承認取得者に対し、厚生省令で定めるところにより必要な報告を求めた場合において、その報告がされず、又は虚偽の報告

がされたとき。
四 厚生大臣が、必要があると認めて、その職員に、外国製造承認取得者の工場、事務所その他医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療用具を業務上取り扱う場所においてその構造設備又は帳簿書類その他の物件についての検査をさせ、従業員その他の関係者に質問をさせようとした場合において、その検査が拒まれ、妨げられ、若しくは忌避され、又はその質問に対して、正当な理由なしに答弁がされず、若しくは虚偽の答弁がされたとき。

五 次項において準用する第七十四条の二第二項又は第三項の規定による請求に応じなかつたとき。
六 外国製造承認取得者又はその国内管理人について、第七十七条の三第二項の規定による請求に応ぜず、又は同項の規定による指示に従わない事実があつたとき。

七 外国製造承認取得者又はその国内管理人についてこの法律その他薬事に関する法令又はこれに基づく処分違反する行為があつたとき。
2 第十九条の二の規定による承認については、第七十四条の二第一項から第三項までの規定を準用する。この場合において、同条第二項中「命ずる」とあるのは「請求する」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「第七十五条の二第二項において準用する第七十四条の二第一項及び第二項」と、「命ずる」とあるのは「請求する」と、「第十四条の二第一項又は第十四条の三第一項」とあるのは「第十九条又は第十四条の三第一項」と読み替へるものとする。

3 外国製造承認取得者が第一項又は前項において準用する第七十四条の二第一項若しくは第三項の規定により承認を取り消されたときは、当該承認を取り消された品目に係る輸入

段として次のように加える。

型式検定に合格した型式の機械等を本邦に輸入した者（当該型式検定を受けた者以外の者に限る。）についても、同様とする。

第四十四条の二第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、同条第二項中「前項の規定による」を「前二項の」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項に定めるもののほか、次に掲げる場合には、外国において同項本文の機械等を製造した者（以下この項及び第四十四条の四において「外国製造者」という。）は、労働省令で定めるところにより、当該機械等の型式について、自ら労働大臣又は型式検定代行機関が行う検定を受けることができる。

一 当該機械等を本邦に輸出しようとするとき。

二 当該機械等を輸入した者が外国製造者以外（以下この号において単に「他の者」という。）である場合において、当該外国製造者が当該他の者について前項の検定が行われることを希望しないとき。

第四十四条の三に見出しとして「型式検定合格証の有効期間等」を付し、同条第一項中「前条第一項」を「前条第一項本文」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（型式検定合格証の失効）

第四十四条の四 労働大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号の機械等に係る型式検定合格証（第二号にあつては、当該外国製造者が受けた型式検定合格証）の効力を失わせることができる。

一 型式検定に合格した型式の機械等の構造又は当該機械等を製造し、若しくは検査する設備等が第四十四条の二第三項の労働省令で定める基準に適合していないと認められるとき。

二 型式検定を受けた外国製造者が、当該型式検定に合格した型式の機械等以外の機械

等で本邦に輸入されたものに、第四十四条の二第五項の表示を付し、又はこれと紛らわしい表示を付しているとき。

三 労働大臣が型式検定に合格した型式の機械等の構造並びに当該機械等を製造し、及び検査する設備等に関し労働者の安全と健康を確保するため必要があると認めてその職員をして当該型式検定を受けた外国製造者の事業場又は当該型式検定に係る機械等若しくは設備等の所在すると認める場所において、関係者に質問をさせ、又は当該機械等若しくは設備等その他の物件についての検査をさせようとした場合において、その質問に対して陳述がされず、若しくは虚偽の陳述がされ、又はその検査が拒まれ、妨げられ、若しくは忌避されたとき。

第七十七条第二項中「第九十六条第二項」を「第九十六条第三項」に改める。

第九十六条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条中第一項から第三項までを一項ずつ繰り下げ、第一項として次の一項を加える。

労働大臣は、型式検定に合格した型式の機械等の構造並びに当該機械等を製造し、及び検査する設備等に関し労働者の安全と健康を確保するため必要があると認めるときは、その職員をして当該型式検定を受けた者の事業場又は当該型式検定に係る機械等若しくは設備等の所在すると認める場所に立ち入り、関係者に質問をさせ、又は当該機械等若しくは設備等その他の物件を検査させることができる。

第二百五条第一項中「第五十三条第二項」を「第四十四条の四、第五十三条第二項」に改める。

第四百十二条の二中第五号を第六号とし、第二号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 第四十四条の四の規定により型式検定合格証の効力を失わせたとき。

第一百九条第一号中「第四十四条第五項、第四十四条の二第六項」を「第四十四条第六項、第四十四条の二第七項」に改める。

第二百一十条第一号中「第四十四条第四項、第四十四条の二第五項」を「第四十四条第五項、第四十四条の二第六項」に改め、同条第三号中「第四十四条第三項又は第四十四条の二第四項」を「第四十四条第四項又は第四十四条の二第五項」に改め、同条第四号中「若しくは第三項」を「第二項若しくは第四項」に改める。

第二百一十一条第二号中「第九十六条第二項」を「第九十六条第三項」に改める。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第八条の規定は、肥料取締法の一部を改正する法律（昭和五十八年法律第 号）附則第一条の政令で定める日から施行する。

（計量法の一部改正に伴う経過措置）

第二条 外国において本邦に輸出される計量器の製造の事業を行う者（以下この項において「外国製造事業者」という。）が、この法律の施行の日以後一年以内に、通商産業省令で定めるところにより、その製造する計量器の型式について、この法律の施行の際現に計量器の輸入の事業を行う者が計量法第九十六条の三第一項の承認を受けている型式と同一の型式である旨の通商産業大臣による確認を受けたときは、その外国製造事業者は、その計量器の型式について、第五十五条の規定による改正後の計量法第九十六条の十の二第二項の承認を受けたものとみなす。

2 通商産業大臣は、前項の確認をしたときは、その旨を公示しなければならない。

3 第一項の確認を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める金額の手数料を納付しなければならない。

（電気用品取締法の一部改正に伴う経過措置）

第三条 第六条の規定による改正後の電気用品取締法（以下この項において「新電気用品法」という。）第十七条の二の登録を受けた者（以下この項において「外国登録製造事業者」という。）が、この法律の施行の日以後一年以内に、通商産業省令で定めるところにより、その製造する新電気用品法第二条第二項の甲種電気用品であつてこの法律の施行の際現に新電気用品法第二十三条第一項の甲種電気用品輸入事業者が同項の認可を受けている型式のものについて、その型式がその登録を受けた新電気用品法第十七条の二の事業区分に属する旨の通商産業大臣による確認を受けたときは、その外国登録製造事業者は、その甲種電気用品の型式について、新電気用品法第二十五条の三第一項の承認を受けたものとみなす。

2 通商産業大臣は、前項の確認をしたときは、その旨を官報に公示しなければならない。

3 第一項の確認を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める金額の手数料を納付しなければならない。

（日本電気計器検定所法の一部改正）

第四条 日本電気計器検定所法（昭和三十九年法律第五十号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項中「一行なう」を「一行う」に改め、同項第一号中「又は第九十六条の三第一項」を「第九十六条の三第一項又は第九十六条の十の二第一項」に改める。

（電気工業事業の業務の適正化に関する法律の一部改正）

第五条 電気工業事業の業務の適正化に関する法律（昭和四十五年法律第九十六号）の一部を次のように改正する。

第五条第十八号中「許可」の下に「又は承認」を加える。

第十一条第三号中「及び輸入販売業者」を「輸入販売業者及び外国製造承認取得者」に改める。

第十八条第一項第三号中「許可」の下に「又は同法第十七条の二の規定による承認」を、「第十六条」の下に「同法第十七条の二第二項において準用する場合を含む。」を加える。

理由

最近における国際経済情勢の推移にかんがみ、貿易の均衡的拡大に資するための措置の一環として、国内における各種製品の使用者に係る安全その他の利益の確保を図りつつ、外国における事業者が各種製品の型式の承認等を取得するための手続等を整備する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。